

モンタギュー・チエルクスフォード改革の策定と インド高等文官たち

本 田 毅 彦

はじめに

モンタギュー・チエルクスフォード改革は、インド亜大陸の政体に代議制的な性格を明確なかたちで初めてもたらしたものであり、従ってブリティッシュ・ラージ（インド亜大陸におけるイギリスによる支配、の意）の歴史上、決定的な転換点だった。同改革により、それまで、植民地統治のあらゆるレヴェルで専制者の権力を行使してきたインド高等文官たちは、少なくとも政府が機能する際の一定の場面において、インド人政治家たちの指示に従うことを義務付けられるようになった。従って、インド近現代史に関するいわゆる「リベラル派」の歴史家たちの解釈によれば、モンタギュー・チエルクスフォード改革は、インドにおいて代議制的政府を実現するための幸先の良い第一歩であった、ということになる⁽¹⁾。しかし現在、「再検討派」に属する歴史家たちが、この

改革が実際には、州レヴェルにおいて、インド人たちを政治的な分け前にあずからせることにより、中央レヴェルでの植民地権力への反発を拡散させ、インドにおけるイギリスによる支配を永続化させることを意図したものだつた、と主張している^(三)。本稿においては、再検討派の主張するポイントの多くを受け入れながらも、インド高等文官たちが、インド統治に関してイギリス本国の政治家たちによつて想定された優先リストに全面的に従属していたわけではなかつたこと、そしてとりわけ、若手の高等文官たち（一八九二年から一九一四年の時期にかけて、インド高等文官採用試験に合格した者たち）が、改革に関する一定のオールターナティブを有していたことを指摘したいと思う^(四)。一九二〇年代、三〇年代の英領インドにおいて改革プランを現実に運用したのは、これらの（かつての）若手官吏たちだつた。しかし彼らは、このような業務を遂行するにあたつて、強い苦々しさを感じる理由を有していた。というのも彼らは、改革案が策定されていく過程において、彼らなりのインプットを行なうことを十分には許されていなかつたからだつた。

改革案が策定されていた間、インド担当大臣の地位にあつたエドウィン・モンタギュー（自由党所属）の記していた日記が、その死後に彼の妻によつて公開されており、一九一七年一月一〇日から一九一八年五月一日にかけて彼がインドに滞在していた期間の、彼の活動を詳細に記録している^(四)。このインド滞在中に彼は、多くの人々と面会し、意見を交換した上で、時のインド総督チエラムスフォード卿と協力し、インド統治法改革についての報告書（慣習的に、「モンタギュー・チエラムスフォード報告書」、あるいは「共同報告書」と呼ばれる）を準備した。報告書は、モンタギューがイギリス本国に帰還した後公表されて、一九一九年に制定される新たなインド統治法の基礎をなすことになつた。

モンタギューの『日記』においてその名前が言及されているインド高等文官の数は五十三名である。従って、「モンタギュー」チエルクムスフォード報告書」の作成にあたり、そのプロセスにインド高等文官たちからの直接的なインプットがあつたとすれば、それは主として、モンタギューとこれら五十三名の官吏たちとの接触を通じて、だつたはずである。五十三名の中で、本稿の主題とする高等文官たちの世代に属する者は二十三名だつた。残りの三十名は、彼らよりも早い時期に任官した者たちである。「年長者」たち三十名の中で最後に任官したのはH・ドップズだつた。彼は一八九〇年のインド高等文官採用試験に合格し、一八九二年一月にインドでのキャリアを開始していた。つまり、モンタギューがインドに到着した時、ドップズはちょうど、彼のインドにおける勤務の二十五年めを終えようとしていたところだつた。第一次世界大戦前には、インド高等文官は、インドでの二十五年間の勤務を完了して初めて、高額の年金を受け取る権利を与えられた。従って二十五年間の勤務を終えた後、一般的に彼らは高等文官制度からの引退を開始した。それ以後もサーヴィスにとどまることを選択した者たちがいたが、そのような人物たちは主として、州政府の最高責任者など、インド植民地官僚制ハイエラーキーの最高の階梯にまで昇進することを期待しうる人物たちだつた。つまり、モンタギューの『日記』でその名前があがつている三十名の「年長者」たちは、既に退職していてもおかしくない年齢に達している人物たちであり、一般的に官僚制ハイエラーキーの中の、最も上級な部分に属していた、と考えることができる。

他方、本稿の主題とする世代に属する二十三人のインド高等文官たちの中では、司法部門で勤務していた者は一人もおらず、三名だけが県レヴェルで活動していた。つまり、本稿の主題とする世代の高等文官で、「共同報告書」の作成に関わつた者たちは、そのほぼ全員が、いずれかの政府の官房で勤務していたわけである。これに對

して、若手官吏たちの大半は、なお「ジュニア」の立場にあり、県レヴェルにおいて活動していたから、彼らは、「報告書」の作成にインプットを行なう機会を十分には与えられていなかったことになる。これは実は重要な事実だった。年長者たちが、ある意味で同世代の者たちの中での「生き残り」であり、やがて遠からず退職する立場にあったのに対して、本稿の主題とする世代の官吏たちは、改革を現実のものとして運行することを想定されていたからである。従って、その直接的なインプットは限定されたものであつたとしても、より若い世代が改革案の策定にあつて何を感じ、何を考えていたのかは、インド国制の歴史的な展開に対して、より長期的で、またある意味ではより重大な効果をもつことになるはずだった。

第一節 助走

第一次世界大戦中、イギリス本国は、戦争努力を継続させるために、百万人を超える兵員と一億四千六百万ポンドの資金の提供をインド植民地から受けることになった。インド高等文官たち自身も深く戦争努力に関わることになり、その結果、統治機関としての高等文官制度の資源は、厳しく減殺されることになった。高等文官たちの約六分の一が、軍務のために彼らの本来の職場を離れることになった。すなわち、二百名がインド軍の予備士官として任命され、イギリス本国軍に加わるために、高等文官職を辞した者すら数名いた^{五)}。表1は、本稿の主題とする世代の高等文官たちの中で、従軍することを志願した者たちの人数と、その割合を、採用試験の合格名次別に示している。自然なことではあるが、志願した者たちの割合は、合格年次の後の集団（開戦時に年齢が若

表 1 第一次世界大戦中に軍務に志願したインド高等文官たち

合格年	志願者/合格者全体	%	軍務の結果死亡した者
1892	1/32	3.1	
1893	2/56	3.6	
1894	1/62	1.6	
1895	0/68	0	
1896	1/62	1.6	
1897	2/68	2.9	
1898	6/65	9.2	(1?)
1899	4/56	7.1	
1900	4/52	7.7	
1901	7/47	14.9	1
1902	7/54	13.0	(1?)
1903	7/51	13.7	1
1904	7/53	13.2	1
1905	10/50	20.0	
1906	13/61	21.3	
1907	15/58	25.9	1(or 2?)
1908	17/52	32.7	3
1909	18/52	34.6	1
1910	20/60	33.3	(1?)
1911	17/54	31.5	
1912	19/47	40.4	1
1913	26/44	59.1	1(or 2?)
1914	34/53	64.2	5

(史料：公務員制度委員会が一八九二年から一九一四年までの時期に刊行した年次報告書、一八九二年から一九三七年までの時期の *India Office Lists*、一九三八年、一九三九年、一九四〇年、一九四五年、一九四七年に関する *India Office and Burma Office Lists*、等。)

かった者たち）においてはるかに高い。従軍者の中で戦死、ないし戦病死した者たちの正確な数は、残念ながら明らかにはできなかった。少なくとも十五名が戦争のせいで死亡したことは確認できているが、おそらく総数はもう少し多いであろうと考えられる。

他方、インド高等文官制度内にとどまることを選択した者たちは、彼ら自身の本来の職務を果たすのに加えて、軍務のためにサーヴィスから離脱した同僚たちの仕事も担当しなければならなかった。E・ブランド（一九〇〇年に採用試験に合格した）の回想によれば、一人の高等文官が、同時に二つないし三つのポストを兼任するのは、ごく普通のことだった^(六)。加えて、かなりの数の者たちが、植民地統治機構の民政部門と軍事部門の共同作業の形をとって進められた、インド人兵士の徴募業務に従事していた^(七)。

さらに、兵士の徴募は、彼らにとつて戦争遂行に関係する唯一の任務ではなかった。植民地政府は、海外で展開するインド人兵士への物資の供給、インドの資源の活用、あるいはそうした資源が敵側の手へわたることの防止、などの目的のために、商工業の一定部門のコントロールを行なうようになっていた。かくして、小麦、材木、獣皮、油種、ジユートなどが管理されることになった。こうした動きに対応して、多くのインド高等文官たちが、価格管理官、軍需物資管理官、毛皮・羊毛・綿織物管理官、食糧弁務官、民間物資監督官などの、新たに設けられたポストに就くことになった。すべての州が民間物資監督官を擁しており、彼らの任務は、自らの州で余っている食糧の他の州への輸出、逆に他の州で余っている食糧の自州への輸入、を手配することだった^(八)。ブランドによれば、そうした監督官の一人として彼が果たさなければならなかった職務は、それ以前に彼が就いたどのポストに比べても、負担の大きなものだった^(九)。

戦争が始まった時点で、偶然イギリス本国に居合わせた高等文官たちの中には、インド省、国防省、軍需省などの、本国政府の様々な官庁によって臨時に雇用された者たちがいた。第一次世界大戦以前にも、イギリス本国政府、あるいはイギリス帝国内の他の植民地統治機構の下で勤務したインド高等文官たちは存在していたが、そうした事例は例外的であり、またそれほどの重要性を帯びないことが多かった。しかし開戦時点で、イギリス本国官僚機構のトップ部分の規模が、相対的に小さなものにとどまっていたことから、本国政府は開戦後、そうした部分において人員不足に直面することになった。つまり、大戦中の危機的な局面において、インド植民地経済の存在と、そこから調達される軍需物資がイギリス本国にとって不可欠だったのと同じように、インド高等文官制度は、やはり危機的な局面において、本国の官僚制度をいわば救援する役割を果たしたのだった。結局、四十人近いインド高等文官たちが、戦争中に本国政府のために勤務した。

以上で見たように、戦争によってインド高等文官たちに緊急に課せられることになった負担は重く、深刻なものだった。そのため、サーヴィス内での若手官吏たちのキャリア・パターンにすら影響が及ぶことになった。表1において確認できるように、一九一三年、一九一四年に合格した者たちの中では、その半数以上が軍務に志願している。宣戦布告がなされた時、一九一四年度のインド高等文官採用試験がまさに進行中であり、その結果が発表された時には、合格者の中で既に十一人が軍務に就いていた。一九一六年三月までには、一九一四年度試験合格組の中で五人が戦死していた¹⁰⁰。官吏たちがひとたび軍籍に入れば、彼らは最低でも数年間は軍務に服さなければならず、それは不可避免的に彼らのインド高等文官としてのキャリアの発展を妨げることになった。さらに、講和をうけて、彼らが高等文官として以前の生活に戻った後にも、従軍中に彼らが経過した様々な体験が、彼ら

に肉体的、あるいは精神的なダメージを後遺症として残すこともあった。復員した後、インドで勤務した形跡を全く残さず、数年後に高等文官制度から退いた者たちを数名確認できる。また、大戦直後の十年間に、ビルマ州において、県知事の任命パターンに関して一定の混乱が生じているが、おそらくこれは、大戦中に、ビルマ州カールドルが不均衡なまでに軍務志願者を供出していたことに起因した、と考えられる。

大戦は、インド高等文官制度への新規採用をも、実質的に停止させた。一九一五年から一九一八年にかけて、新たに制度に加わった者たちの数は二十九名にとどまっている（イギリス人が十七名、インド人が十二名）。そのため、戦争終了後の人員不足はきわめて深刻であり、終戦直後の三年間に新たに二百六名が任命された。つまり、大戦中の四年間は、インド高等文官制度にとつても、はかりしれないほどの「緊張とストレス」の時代だったのである⁽¹¹⁾。

他方、インド社会においては、イギリス本国の戦争努力に否応ない形で巻き込まれたことによって様々な経済上の問題が生じ、インド民衆の生活の混乱へとつながった。かくして、新たな色彩を帯びたインド・ナシヨナリズムへの、インド民衆からの支持が湧き起こることになった。戦争が進行するに連れて、ナシヨナリストたちは、彼らに自治権を与え、帝国体制中でのインド経済の処遇を変更することを要求し始めた。やがて、ガンディーが、それまでのインド国民会議派指導部にとつてかわり、インドにおける政治アリーナの規模だけでなく、その性質すら変えてしまうほどに、民衆からの支持をひきつけはじめた。植民地統治機構としては、そうした運動が起こりかけた初期の段階で、「自治」を掲げようとするインド人たちを実力で抑え込んでしまうこともできたはずだった⁽¹²⁾。しかし、R・ダンジグによれば、イギリス人統治官たちは、ブリティッシュ・ラージの核心が、イン

ド人エリートの大ラージへの積極的な協力と、インド人民衆の受け身の黙従であることを、よく認識していた。彼らは、もし「過激派」を鎮圧してしまえば、その支持が大ラージにとって不可欠な、「穏健派」を遠ざけることになってしまうかもしれない、と恐れていた^(一三)。B・トムリンソンが指摘するように、イギリス帝国の危機に際してインドの資源が帝国への奉仕のために用いられた場合には常に、インド人たちに対する政治的な譲歩を行なう必要が結果的に生じた^(一四)。かくしてイギリス人政治家たちは、ただちに自治を認めよとする「過激派」からの要求に対抗するために、インドの政体に関する改革スキームを先手をうつ形で提示することを決意したのだった。

インド高等文官制度の中にも、そうした政治家たちの決定を支持する用意のある者たちが含まれていた。第一に、高等文官たちの中では、インド植民地統治機構を地方分権の方向で改革することが望ましいとする、強い感情が一般的に存在していた。第二に、J・メストン（一八八三年に採用試験に合格した）やW・マリス（一八九五年合格）のような、いわゆる「ラウンド・テーブル」運動（ライオネル・カーティスやロジアン卿によって指導された、自治理念を優先させる形でイギリス帝国を再編成することを目指した運動）と関わりをもっていた高等文官たちは、自治を本旨とする、統合されたイギリス帝国という枠組みの中へより効果的に適応させるために、インドの政体は改革されるべきだ、と考えていた。

一九一六年七月二〇日、インド総督チエルフオードは、ある回状を諸州政府の責任者たちに送付し、その中で、「インドにおけるイギリスによる統治の目標」、「地方自治に関する提案」、さらに「州立法参事会に関する提案」などのテーマについて論じていた。J・M・ブラウンによれば、こうした政治的なイニシアティブが戦争の直接的な結果であること、すなわち「大戦中のインドの様々な貢献が認められた」結果であることは明らかだっ

た^(二五)。「目標」についてのチエルクスフォードの考えは、次のようなものだった。

「我々が期待することができる唯一の目標は、イギリス帝国の不可欠な一部としてのインドに対して、イギリスによる支配の優越性を維持することができるような形で、最大規模の自治を与えることである。」

こうした目標を実現するための、具体的なステップも提案されていた。すなわち、州レヴェルの行政参事会および立法参事会においてインド人の代表者の数を増加させ、また、インド高等文官制度の最上部におけるインド人の割合を増加させること、であった。チエルクスフォードは、諸州政府の責任者たちに対して、このようなスキームについての彼らの意見を表明することを要請した。彼はまた、責任者たちに対して、そのような作業を行なうにあたり、彼らの下で勤務している主要な官吏たちとの間で、内密の相談を行なうことを許した^(二六)。諸州の責任者たちからの反応は、概して、チエルクスフォードの提案に対して好意的だった。

本稿の主題としてある若手世代の高等文官たちの中で、チエルクスフォードから直接に書簡を送付されたのは、M・ヘイリー（一八九四年合格）だけだった。当時ヘイリーは、デリー（インド帝国の首都であったため、その周辺地域を含めて特別行政区的な位置付けを与えられていた）を管轄するチーフ・コミッショナー（長官）の地位に就いていた。彼はチエルクスフォードからの書簡に対して、一九一六年八月二二日付けで返答している。まず彼は、自分が、「インド人」民衆の大多数^(二七)および「高等文官制度に属する過半数の人物」の視点から考察を行なう、と宣言し、そしてそうした人物たちは、チエルクスフォードが提案する目標を歓迎するであろうが、二

つの留保を設けることも望むであろう、と記していた。第一の留保は、統治の効率性が犠牲にされるべきではない、ということであり、その理由は、彼によれば、「インド人民衆の大部分は、なお、統治の人種的な出自よりは、統治の質そのものに、より多くの重要性を見出している」から、であった。ヘイリーが、「インド人民衆の大部分」から引き離して考えようとしていたインド人とは、「政治家」たちのことだった。ヘイリーは後者に対する深刻な不信感を表明し、「民衆の大部分」もそうした不信感を共有している、と主張した。従って民衆が、「我々」統治権力の目標が、「インド人」政治家の願望ではなく、彼ら「民衆」自身の必要を満たすような形で述べられることを望むことは、疑いない」。つまりヘイリーは、インドにおいて自治を全体として進展させることについて、実際には消極的であり、そうした自分の立場を、インド人民衆の現実の利益を代表しているのはインド人政治家ではなく彼らインド高等文官なのだ、との、インド高等文官たちが伝統的に用いてきたレトリックにより、正当化しようとしていた。ヘイリーが提起した第二の留保は、インドにおける発展のラインは、州レベルから始められるべきだ、というものだった。すなわち、「擬制的で、（これまでのところ）過度に弱々しいナショナルリズムという理想のかわりに、既に存在していて、完璧な健全さをもつセンチメント」を活用すべきである、と。彼はまた、「一般的な統治上の利益のために」、地方自治を実現するプロセスは段階的でなければならぬ、とも付け加えていた。その理由は、彼によれば、「代議制の原理は、インドにとって全く異質なものである」から、だった。

州立法参事会の構成と運営に関するヘイリーの意見は、モーレー||ミントー改革（一九〇九年）によって実現されたこうした参事会の拡張の結果、参事会内で「弁護士たちやジャーナリストたち」に与えられる分け前が今やあまりに大きなものになってしまったために、「普通の人々」に多大の不満感と不安が生じている、というもの

だった。ヘイリーによれば、インドには、その成長はゆっくりとしており、また自身を表現することに困難を見出しはいるものの、穏健な「中産階級の」世論が存在している。従って、諸参事会は、「良きものをもたらす装置として、普通の人々に訴える」ような形で、また「インドの現実の利益を危険にさらすことなく」、彼らに統治に参加させるような形で、鑄直されるべきである。こうした目的を実現する唯一の方法は、県を基盤にして選挙区の再構成を行なうことだった。「堅実な人々、「すなわち」地主、商人、あるいは工業家など」は、もし選挙区が「彼らの知っているものであり、また彼らを知っているもの」になるとすれば、自由に選挙に参加するようになるだろう。しかしヘイリーは、コミュニティ別の代議制には反対していた。彼は、その拡大よりは縮小に向けて、努力が行なわれるべきだ、と唱えていた。彼は、「長期的には我々は、諸コミュニティを個別の単位として認めることによって、得るよりも多くのものを失うことになるだろう」、と記した。彼はまた、州立法参事会において、選挙を通じて選ばれた議員たちが過半数を占めることを支持していた。彼は、「もし我々が、政治的な責任という意味においてインド人を教育するという意図に関して真剣であり、また州レヴェルの政治に必要とされる活気を与えようとするならば」、「我々は早晚、このようなステップを採ることになる」、と記した。しかし彼は、代議政治を健全な形で発展させるためには、いわゆる「政治家たち」が抑制されるべきである、とも主張していた^(一七)。

連合州担当の準総督であったJ・メストンは、チェルムスフォードからの提案を、メストンが、連合州カードルの「若手世代の中で最も有能である」とみなしていたW・マリスに示した。メストンは、提案に対するマリスのコメントを紹介する形をとりながら、一九一六年九月二三日付けでチェルムスフォードに対して返答した。マリスは、インドにとつての第一の優先事項は、社会の「改善」であり、社会改革と政治改革を全く同時に開始す

ることは危険である、と唱えていた。彼の表現によれば、「その基盤を置き換えようとしている建物に関して、そうした作業と同時に、その建物の上階部分を」手直ししようとすることは、賢明ではなかった。しかし彼は、インドの「知的な人々」に対して、「さらに今後十年間、パンチャヤート」インドに古くから存在した村落やカーストの集会」や地方団体などで遊んでいる」と告げることで、彼らが満足していると期待するとすれば、それは非現実的だ、とも認めていた。マリスはまた、州立法参事会に関する、チエルフオードの提案のメリットについても懐疑的だった。彼は、一方で立法に関するコントロールをインド人たちに譲り渡しながら、ラージが「財政と行政のコントロールに関しては野垂れ死にするまで固執する」、というスキームの現実性について、自分は深い疑念を抱いている、と記した。彼は、そうしたスキームを実施すれば「完全な麻痺状態」が生じるだろう、と予言していた。

最後にマリスは、彼なりの、ある意味で純粹に理論的な、ないしは法律学的な観点から、提案の中の「目標」について批判を行なった。彼は、インドにおいて「イギリスによる支配の優越性」を真に確保しようとするれば、そのことは「同じくらいに現実的な「インドでの」自治の形式」を排除することになるはずであり、従って、チエルフオードの公式は、決定的な誤謬を隠蔽している、と記した。マリスによれば、「イギリスによる支配」とは、究極的には、イギリス本国議会と、その背後にいるイギリスの選挙民の意思が支配的であることを意味していた。そしてインド政府の提案は、イギリス議会からのインドへの主権の移動を前提にしているから、インド政府は責任ある主体とはなりえず、従属的な立場にとどまることになる。それにもかかわらずインド政府は、民衆を基盤とする立法機関を持つことになる。こうした事態は、マリスによれば、政府の活動の共有ではなくて、

むしろその分裂である。彼は、すべての憲法理論が、そうしたありようの可能性を否定している、と結論づけた。メストンの意見は、マリスのそれに比べてより肯定的なものだった。マリスが予見したすべての「困難」に同意しながらも、メストンは、インド人民衆は、彼ら自身に適用される法律を定めるのにあたって、より大きな発言力を持つ明瞭な権利を有しているがゆえに、彼らを現状のままにとどめておくことはできない、と考えていた。彼は、「もし我々が十分な勇氣を持つているとすれば、我々は主権の移動を恐れる必要はない」、と述べた^(二八)。

インドにおける国制改革の文脈の中でメストンの位置づけは、興味深いものである。おそらく彼は、彼の属する世代のインド高等文官たちの中では、最も「進歩的な」人物だった。インドの政体はできる限り早期に改革されるべきだ、との彼の確信は、彼の「ラウンド・テーブル」運動への関わりによって強められていた。しかし、彼の政治的な方向性を分析する際に我々が忘れるべきでないのは、彼が、イギリス帝国の金融組織との間で有していた緊密な関係である。彼は、そのキャリアのかなりの部分を、インド政庁の財政局において過ごしていた。十九世紀後半以来、イギリス帝国の金融システムにおいてインドが占める位置は極めて重要なものであったから、まず間違いなくメストンは、帝国全体の金融システムの要諦に関する理解を養っていただけでなく、金融界の人物たちとの間で密接な連絡を持つようになっただけではなく、金融界の行家の娘と結婚しており、インド高等文官制度を退いた後には、シティの多くの重要な企業の取締役になっていた。かくしてメストンが、やがて、高名なマーチャント・バンク家系の出身で、いわばシティの利益を代弁していたインド担当大臣モンタギューと、彼の同僚であるインド現地の統治官たちとの間で、仲介者の役割を果たすようになったのは、ある程度自然な成り行きであったと思われる。

一九一六年一月、インド政庁は、インド国制の変更に関するその提案をイギリス本国政府へと送付した。しかし、本国の戦時内閣は、インド政庁の提起した公式はあまりに漠然としており、また表現としても稚拙なものである、と判断した^(二九)。インド省はそれを次のような形へと変更させた。

「国王陛下の政府とインド政庁は、帝国内部での最終的な自治を視野に入れながら、インドにおいて自由な制度を徐々に発展させていくことを考慮している。」

修正された公式は、インド担当大臣オーステイン・チェンバレンにより、内閣へと再提出された。しかしチェンバレン自身は、いわゆる「メソポタミア戦線」での不手際（現在のイラクにあたる地域で、イギリス＝インド軍がオスマン帝国軍との間で戦闘を行い、苦戦していた）の責任をとって辞職し、かわりにモンタギューがインド担当大臣に任命された。内閣によつて承認された、インド民衆に布告するための文案は、最終的に次のようなものであった。

「インド政庁も完全に同意する、国王陛下の政府の政策は、イギリス帝国の不可欠の一部として、責任あるインド政庁を徐々に実現させていくことを視野に入れながら、統治のあらゆる分野においてインド人の参加を増加させ、自治制度を漸次的に成長させていくことである。」

一九一七年八月二〇日、モンタギューはこの布告をイギリス下院において発表した。

ダンジューグによれば、こうした文案の作成プロセスにおいて、二つの重大な変更が行われていた。第一に、「イギリスによる支配の優越性を維持することができるような形で」という言いまわしが、インド省によって取り除かれた。第二に、「自治」が「責任ある政府」へと置き換えられていた。「イギリスによる支配の優越性を維持することができるような形で」という言いまわしの削除は、自治の可能性を現実のものとするようになったが、ダンジューグはこうした変更が、インド省官僚たちの手によって行なわれたものであることを明らかにした。他方、「自治」を「責任ある政府」へと置き換えるのに際しては、前インド総督であるカーゾンが大きな役割を果たしていた。カーゾンの真の意図は、インド政治における、彼の言うところの「弁護士階級」の力を弱めようとするところにあった。彼は、選挙権者の数を拡大することによって、また、政治家は選挙民に責任を負っているという意味で、「責任ある政府」という名目の下での選挙民の役割を強調することによって、「教育を受けたブラーフマンたちの寡頭制」の権力を希釈することを意図していた。しかし、「責任ある政府」という表現についての解釈は、カーゾンが意図していた以上に推し進められることになった。すなわちそれは、拡張された選挙民に対して、代表者たちに「責任」を負わせる、ということだけではなく、政府の一定の側面に関して政治家たちに直接的な統治「責任」を与えるものでもある、と解釈されたのだ。言い換えれば、カーゾンの努力が、いわば本人の意図に逆行する形で、「モンタギュー＝チェルムスフォード改革」への突破口を与えてしまったのだ⁽¹⁰⁾。もしこうした表現上の手直しが行なわれていなければ、ほぼすべての州政府の責任者たちがそれに対して批判的な態度を示す中、モンタギューとチェルムスフォードが「ダイアーキー」(「両頭政治」)の意。イギリスの専制支配的

権力と、インド社会の代表民主制的権力を並存させようとする」という国制上のアイディアを維持するにあたって直面しなければならなかった困難は、より大きなものになっていたのであろう、とダンジューグは指摘している⁽¹¹¹⁾。

第二節 州レヴェルでの準備作業

一九一七年八月二〇日にモンタギューによる宣言が行なわれてから、同年一月に彼がインドに到着するまでの間、インド現地の州政府の責任者たちは、互いの間で頻繁に連絡をとりあっていた。そして、そうしたネットワークの中心に位置していたのがメストンだった。メストンはモンタギューの「ラディカリズム」に対して内々で疑念を表明し、他の州政府責任者たちに対して、お互いの間で意見の交換を行なうべきであると提案したのだった⁽¹¹²⁾。メストンは後に、ボンベイ総督ウイリングドン卿に対して、「ナシヨナリストたち」との間で取り引きを行なうことの危険性をモンタギューに印象づけてほしい、とも依頼している。メストンの分析では、「ナシヨナリストたち」は「三つの頂点を有する取り引き」を実現することを狙っていた。すなわち、「頂点の一つにおいて、ブラーフマンたちが、民主主義者であるかのように、短期間、たくみに偽装する。二つめの頂点には野蛮な官僚たちがいる。そして同情心を抱くインド担当大臣が、第三の頂点から第一の頂点へと移動する」、というわけだった⁽¹¹³⁾。同時に、植民地統治機構の最上部に位置する官吏たちの間では、「メソポタミア問題委員会報告書」の中で表明された、インド政府の政策実施能力に対する批判が、インド統治におけるラディカルな変化を正当化するために用いられるかもしれない、との警戒感が共有されていた。ウイリングドンは、メストンに宛てた一九一七

年八月二四日付けの手紙の中で、「イギリス本国の」下院においてモンタギューが行なった『メソポタミア問題委員会報告書』についての演説が、この地「インド」の既存のシステムに対する最も乱暴な告発であることは確かであり、彼が何か大きなことをしようとしていると感じざるをえない」と記していた^(二四)。メストンは、パンジャブ州担当準総督M・オドワイヤー（一八八二年合格）に対して、メソポタミアの醜聞の後には何らかの贖罪の山羊が見つけれなければならず、インド高等文官制度がそうした役割を果たしつつあるように思える、と書き送っていた^(二五)。

P・ロブは、チエルフスフォードがインド総督であった時期（一九一六年から一九二一年まで）の州政庁責任者たちの中では、メストンが「リベラルな」推進力を体現しており、逆にオドワイヤーが「保守的な」それを体現していた、と指摘する^(二六)。こうした指摘に関連して、従来看過されてきた、しかし興味深いポイントは、メストンのキャリアとオドワイヤーのそれが、明瞭なコントラストをなしていた、という事実である。とりわけ第一次世界大戦以前の時期には、インド高等文官たちのキャリアには、二つの異なったパターンを明確に見分けることができた。すなわち、サーヴィス内部で「有望」とみなされ、相対的に速く昇進しつつあった者たちが、彼らのキャリアの大半をインド政庁ないしは州政庁の官房で過ごしたのに対して、それ以外の大半の者たちは、県レヴェルでの統治活動に従事していた。メストンは、彼の属する世代の中で典型的な「官房派」の人物であり、歴代インド総督など、本国からインドへ派遣されてきた政治家たちとの間で緊密な関係を築いていた。対照的にオドワイヤーは、官房で勤務した経験がほとんどなく、また彼の所属するパンジャブ州カードルは、県知事たちのダイナミックな「家父長的イニシアティヴ」の意義を強調することで知られていた^(二七)。しかし、一九一七年

一〇月五日付けでメストンからオドワイヤーに対して送られた書簡の内容は、これら二人の高等文官たちの間で、インドにおける国制改革の必要性に関する認識上での開きが、実際にはそれほど大きなものではなかったことを示している。メストンは次のように記していた。

「現時点で『インドにおいて』責任政府の方向へ大きく踏み出すことが可能であるとか、賢明であるなどと信じているものは誰もいない。それは主として、責任を負う能力があつて知的な選挙民が『インド社会には』存在していないからである。しかし民主主義的ムードが漂つている現状では、我々キャリア官僚の職務は、それらのために我々が唯一の効果的な受託者としてとどまり続けている、この国とその民衆に対して及ぶであろう災難を最小限に食い止めるために、洪水をどの水路へと流し込むべきかを見定めることである。」^(二八)

他の州政庁責任者たちとの間でも、こうした形で連絡を続ける過程で、メストンは、ウイリングドン、オドワイヤー、B・ロバートソン（一八八三年合格。中央州のチーフ・コミッショナー）、そしてE・ゲイト（一八八二年合格。ビハール及びオリッサ州担当準総督）から、州政庁責任者たちの会合を開くべきだ、との彼の考えへの支持を取り付けた。メストンは、その旨、インド政庁に対して提案を行なつたが、これに対して後者は、一九一七年一〇月一五日を期限として、諸州政庁に対し、インドの将来の政体に関するスキームを提案することを命じるのにとどまつた。^(二九)

大半の州政庁、そしてインド高等文官たちが、インドにおける統治法改正の必要性を現実的な課題として考慮

し始めたのは、一九一七年八月のモンタギューによる宣言を聞いた後だったであろうと考えられる。しかし、連合州政庁は例外だった。既に言及したように、同政庁には、極めて早い段階から「インドにおける改革」という考え方にコミットしていた官吏たちが複数存在しており、そしてそのことが、諸州政庁の責任者たちの中でメストンがイニシアティブを発揮することができた理由の一つだった^(三〇)。一九一七年九月にメストンは、連合州政庁官房の内部に小規模な委員会を設置し、連合州が「それに従えば責任政府へとつながる道に安全に乗り出していけるような」スキームを準備するにあたり、生じるであろう問題について、検討することを命じた。メストンは、間もなく諸州政庁が、インド総督、インド担当大臣によって、こうしたことがらについて覚え書きを提出することを命じられるだろうことを予期していた。メストンはマリスをその委員会の長に任命した。委員会の他のメンバーは、G・シム（一九〇〇年合格）とE・ブランド（一九〇〇年合格）だった。メストンは、「ラウンド・テーブル」運動の指導者だったライオネル・カーティスに対しても、その個人的な意見を委員会に提示するように要請した^(三一)。

提出した覚え書きの中でカーティスは、彼が「プロヴィンシャル・ステイト」と名付けたもの、すなわち既存のインドの行政単位としての「州」に比べてより小規模で、しかし結合力の強い単位、を設置し、それらに一定の統治上の機能を与えることを提案していた。そして「ステイト」は、選挙権者に対して責任を負うべきであるとされた^(三二)。

メストンは、この、いわゆる「ダイアーキー」の初期ヴァージョンに対して好感を持ち、また、ウィリングドンやロバートソンもそうした考えに興味を抱いていることを発見した。しかしマリスは、「ステイト・レヴェルの

議会」という概念に反対であり、そのかわりに「管区レヴェルの参事会」を設けることを提案した。マリスは、「ステイト」の議会は「モンタギュー、「インド人」政治家たち、ザミンダール「地主」たち、あるいは官吏たちのいづれも喜ばせない」だろう、と主張した。マリスの見るところでは、そうした考え方全体が二つの事情に依拠していた。すなわち、「アメリカ合衆国の「ステイト」に」同等なものとし、類似するものにさせたい、とのカーティスの願望と、貴官「メストン」自身の、可能な限り意図において公平であり、構造において寛大でありたい、との願望」であった。しかし実際には、マリスによれば、「インドの力、美徳、正気」は無数の小規模なザミンダールたち、そして占有権を有する農民たちの中にあるのであり、そしてこうした人物たちの力は、彼らの地域レヴェルでの威信と背景から生じている。従って、もしこうした人々が政治的に活動するためのアーリーナを与えられるとすれば、それは州や「ステイト」ではなく、管区であるべきだ。管区においてこそ、「インドのヨーマンたち、スクワイアたち」は権力を有している、というのがマリスの意見だった^(三三)。もう一つの重要な考慮は、諸サーヴィスは管区レヴェルの参事会に対しては、彼らの権力が篡奪されるのではないかとの脅威を感じないであろうから、従って、参事会が、諸サーヴィスを参事会の「友人、代理人」として用いることがはるかに容易になる、ということだった^(三四)。

ブランドは、管区レヴェルに参事会を設けるといふマリスの考え方を支持し、その「メリット」をより直接的な仕方でも強調した。彼は、参事会が、「インド人」弁護士たちからなる政治的ギャングたち」の手のうちに落ちないようにすることが不可欠である、とみなしていた。彼は、「我々は、我々の集会に誰が参加することを望むのか——ザミンダールたちか、それともヴァキール「弁護士」たちか？」との問いを発した。彼自身の解答は、言

うまでもなく前者だった。ブランドはザミンダールたちを次のように表現した。

「彼ら「ザミンダールたち」は、ヴァキールたちが一人として知らないこと、すなわち農民——人口の七二パーセントを占めている——が何を望んでいるか、を知っている…。彼らの考え方は健全で保守的である。彼らに関しては、奇妙な政治的な神を求めて横道に逸れていくようなことはありえそうもない。」

マリスが、その公式に表明した見解にもかかわらず、実は、地主たちの「怠惰さと惰性」に失望していたのに対して、ブランドは、地主階級の現実について不安を抱いてはいなかったように見える。しかしブランドもまた、便宜上、地主たちの本質を無視していたのではないか、との可能性も存在する。たとえば彼は、次のように記していた。「彼ら「ザミンダールたち」は、我々の統治システムを、他のどの階級に比べてもよりよく理解している。そして彼らは、文字通り、我々に対して最も強く共感を抱いている階級でもある。そしてつまるところ彼らは、この国のありように最大の利害関係を有しているのだ」(三五)

委員会は、一九一七年一〇月二四日付けでメストンに対して報告書を提出した。同委員会での審議がなお継続している間に、マリスはインド政庁への出向を命じられたため、委員会の長のポストはH・フェラード（一八八三年合格）に委ねられた。従って、報告書に署名したのはフェラード、ブランド、そしてシムだった。報告書の序文は、彼らの提案のバックボーンが、「地方自治の分野において、広くまた大きな、独立の権力を委ねられた管区の参事会を、民主的な選挙を通じて設置する、というスキーム」である、と銘記していた。特に目をひくのは、

管区参事会のメンバーの選出にあつての、財産所有に基づく選挙資格の制限に関して、彼らが行なつていた提案だった。報告書は、彼らのスキームが小作人に比べて地主を有利に扱つており、また、非農業従事者に比べて地主と小作人の双方を優先させていることを認めていた。こうした取り扱いをする事について、報告書はそれより高次の利害を持つことになる。第一に、「土地を所有することは、単にそれを借りるのに比べて、国に対しては直接的に、小作人たちの場合は間接的に、公的資金に貢献している」。

もう一つの特記すべき事実は、報告書が、いかなる形にせよコミュニティ別の代表制度を採用することに強く反対しており、それを審議の対象から完全に排除していたことだった^{三六}。報告書には、「コミュニティ別の代表制度」と題する付録がつけられており、それはブランドによつて執筆されていた。しかし我々は、インド省図書館に収められている「メストン・コレクション」の中に、マリスによつて書かれ、「コミュニティ別の代表制度」と題された覚え書きを見出すことができ、そしてブランドが彼の「付録」を、このマリスの覚え書きをもとにして執筆したことは明らかである。ブランドによれば、コミュニティ別の代表制度は、すべての少数派が代表され、低位カーストも高位カーストも同じように政府における発言権を持つことを保証するように見える。しかし結局それは、少数派が多数派を信用しておらず、少数派コミュニティ自身は認めない法律に従うことを、少数派が拒否することを意味している。責任ある政府を発展させたあらゆる国民の歴史が、いかなる国家も、その国民が公共的利益の前にセクシヨナルな利益を置くことを許したことはない、ということを明瞭に示している。ブランドは、現在インド社会がそのような形で構成されている社会において、コミュニティな代表制度を導入する

とすれば、どのような結果が生じるかを予見するのは困難ではない、と記していた。「そうしたシステムがもたらす結果は、災厄であろう」。「民衆によつて選出された代表たちによつて構成される集会は、異なつた意見を掲げる諸セクトのための戦場になるだろう。すなわち、代表者たちは彼らのセクショナルな利益をめぐつて争い、公共の利益を無視するであろう」。「カーストとカーストとの間の分裂、宗教と宗教の間の分裂はより激しいものになるだろう」^(三七)。

一九一八年一月後半、インド現地において、インド担当大臣エドウィン・モンタギューと彼の率いていたインド省官僚たち、インド総督チエルフォード及びインド政庁官房の代表者たち、そして州政庁の責任者たちと州行政参事会メンバーのうち幾人かが集まり、今後のインドの政体をどうするかをめぐつて議論するために、ある会議が開かれた。以下では、その議事録を検討したい。そうすることで我々は、インド高等文官たちの中の年長者たちが、やがて彼らがそこから引退し、若手の世代へと引き渡すことになるインド統治の構造に関して、それをどのように変化させようと考えていたのか、あるいはそのままの形にとどめようとしていたのか、を追跡することができるはずである。

一九一八年一月一二日、会議に先立つてインド政庁は、諸州政庁に対し、統治法改革に関する覚え書きを送付した。既に会議に参加することを命じられ、デリーに向けて出発する直前の状態にあつた州政庁の責任者たちは、送られてきた覚え書きの内容によつて驚かされることになつた。覚え書きの中では、すべての州において、立法参事会のインド人メンバーたちは、仮に限られた分野であつたとしても明確な統治の上での責任を負う準備がまだできていないから、彼らのために、六年間の予備的な訓練の時期が設けられるべきだ、と唱えられていた。

その時期の間、州政府の機能は「A分野」と「B分野」に分かたれる。「A分野」には、諸サーヴィスに関する給与の支払い・勤務条件・年金といった事項、警察に関連する業務、法と秩序の維持、宗教に関連する事項が含まれる。「B分野」は、それら以外の統治上の主題によって構成される。インド政府の機能に関連する事柄、そして「A分野」に属する事柄については、あらかじめ州政府責任者の同意がなければ州立法参事会は立法を行なうことができないし、また議決が行なわれたとしても、州政府責任者は無制限の拒否権を行使することができる。「予備的な時期」が終了するにあたっては、二つのコースが可能である。より望ましいのは、新たに審議機関を設け、その機関に対して、今後どの程度まで責任ある政府を諸州へ導入すべきか、を判断させることである。もう一つのコースは、段階をもう一歩進める前に、さらに六年間を設定し、その間は、州立法参事会が「B分野」について十全な統治上の責任を負うことにする、というものだった^(三〇)。この覚え書きは実際には、モンタギューが、カーティスの提起した「ダイアーキー」案に触れて刺激を受け、構想するに至った「新スキーム」に基づいていた。モンタギューは一九一七年一月一日にカーティスに会い、そのインド統治観に強い印象を受けていた。ただしモンタギューは、カーティスが話題にした、選挙を通じて立法参事会を構成し、政府の統治分野を分割する、というアイディアについては受け入れたものの、より小規模な「プロヴィンシャル・ステイト」を設け、それをそうした改革の舞台とする、という発想については拒んでいた^(三一)。

州政府責任者たちの中では、保守派のオドワイヤーとリベラル派のメストンの双方が、この覚え書きの内容への批判を表明した。オドワイヤーは、政治上の発展に関してタイムリミットを設けたり、それぞれの段階についてその長さをあらかじめ定めようとすることは全く不可能である、と主張した。さらに彼は、たしかに、州立法

参事会は失敗を犯すことから学ぶことを許されなければならないが、しかし、「B分野」においてすら、「愚行」が行われることを許さないような限界が存在している、とも述べていた^(四〇)。メストンの反対は二段構えだった。第一に、新スキームは、インド人社会には責任を担うことを欲している者が現時点で誰もいない、と前提しているが、「それは全く間違っている」。第二に、新スキームには、責任のための真の訓練を行なう必要性の認識に関して、「その影すらも見あたらない」。メストンは、権限の委譲こそが「正直で直接的な」コースであり、「我々のエネルギーすべてが、審議のありようをそうした方向へ戻すことにさざげられなければならない」、と主張した^(四一)。さらにメストンは、会議が始まる直前に、既に触れた連合州独自の改革プランを、モンタギューに示した。メストンによれば、同プランは「大臣から最強の是認をもって迎えられた。大臣はそれが、今までのところ、インド側が成し遂げた最善の建設的な成果だ、と考えていた」。しかしメストンは、同プランの実際のインパクトが限られたものになるだろうことを認識していた。彼は、連合州政庁の筆頭局長であったS・オドンネル（一八九六年合格）に対して、モンタギューが連合州のプランを受け入れることはありえそうもない、と告げた。それは、同プランが、「イギリス本国の」政治家の観点からすれば十分に先へ進んでいるとは言えない^(四二)から、であった。

一九一八年一月二日に会議は開始された。ビルマ州担当準総督R・クラドック（一八八二年合格）だけを除いて州政庁責任者全員が参集した。クラドックの不参加についての公式の説明は、ビルマ州は今回の改革プランから除かれるはずなので、彼の出席は不要である、というものだった。しかし、クラドックは改革について批判的な見解を抱えていることが知られていたため、他の多くのインド高等文官たちは、彼が意図的に会議へ招待されなかったのではないかと疑っていた。会議の冒頭において、インド政庁の統治機構上の位置付けについては

議論しないことがまず同意された。州政府の責任者たちの大半、とりわけメストンは、モンタギューに対して、「改革が州においてどのように作動するかを見極めるまでは、中央政府に手をつけるのは好ましくないということ」を熱心に印象づけようとした^(四三)。

会議の初日は、財政の分権化問題のために費やされ、結局、インド総督行政参事会の財政担当メンバーであるW・メイヤー（一八七九年合格）とメストンが、これについて更に詳しく調査を行なう、との同意がなされた。既に触れたように、メストンは長期間にわたってインド政府の財政局で勤務した経験を有していたから、彼が指名されたことは不自然ではなかった^(四四)。しかし、メストンとメイヤーの間には、深刻な意見の対立が存在していた。一九一七年八月の宣言以後、インド政府と諸州政府の間の財政上の関係を定義しなおすことが緊急に必要なが、との認識が、植民地統治機構の最上級の官吏たちによって共有されるようになっていた。こうした風潮を背景にして、メイヤーとインド政府の財政局局長であるH・ハワード（一八九六年合格）が共同で覚え書きを作成した。その中では、従来、諸州を制約していた財政上の枷をある程度緩める形で、州に関する取り決めを改訂することが提案されていた。モンタギューはメストンに対して、この覚え書きに関して批判を加えることを私的に依頼し、後者は一九一七年一月二四日付けで返答を寄せた。メストンは、現在行われなければならないのは、州に関する財政上の取り決めを「改訂すること」ではなく、それらを完全に廃棄し、その代わりに州に財政上の自律権を与えることである、と強調していた。彼の考え方では、現行の取り決めの本質は、州政府がその業務を実施することができるように、中央から資金を提供すること、であった。これとは対照的に、彼の言うところの「自律」は、中央と州の予算の明確な分離と、州のために独立の財源を確保することを意味していた。メス

トンは、諸州が、それ自身の予算、歳入、余剰金を持つべきであり、その上でインド政府に対して実質的な額の
貢献を行なうべきである、と提案していた^(四五)。

会議の第二日めの議題は、立法参事会に関する「前進」の問題だった。モンタギューの考え方では、責任ある
政府とは、「統治政策の実施を委託された者たちが、彼らが行なう行動に関して、彼らを選んだ選挙民に対して責
任を負う」ようなシステムを意味していた。問題は、インドにおいて、いかにして、またどの程度まで、この「責
任ある政府」を実現すべきか、ということであった。二つの陣営、すなわちリベラルなメストンと、彼以外の保
守的な州政府責任者たちとの間で、対立する意見が交換された。まずメストンが連合州のプランについて言及し、
責任ある政府は、現行の州に比べてより小規模な地域において、民衆によって直接選出された民衆的な代表機関
を通じて、即座に導入することができる、と主張した。メストンは、このプランにはダイアーキーが含まれてお
り、またダイアーキーが本質的には過渡的で、応急的な手段であることを認めた。しかし彼は、現時点でダイアー
キーに代わる他の手段があるだろうか、と問うた。ついでメストンは、一九一八年一月一二日付けでインド政府
によって出された覚え書きを攻撃しはじめた。彼は、同覚え書きが、権力と対をなすはずの責任の概念を斥けて
いることを批判した。同覚え書きの基盤となっている前提は、どの州の立法参事会においても、責任を引き受け
る準備のできていないインド人メンバーが存在していない、というものだが、そうした前提は、メストンの考えで
は、事実と反していた。

ここでウィリングドンが発言した。すなわち、彼がダイアーキーに反対する理由は、インド人たちにただちに
責任ある政府を与えようとしても、実際にはインド社会には選挙民が全く存在していないからであり、従って自

分たちは、そうした選挙民が現われてくるのを待たなければならぬ、と。これに対してメストンが反論する。ウイリングドンは、完全な選挙民を準備するのに最短でも十年間の猶予がほしい、と言うが、メストンの考えは、「考えうるいかなる状況においても、上部インド地方では、十年以内で選挙民が得られるということはありません」。もし猶予期間を設けるとすれば、自分としては二十五年間が安全な数字であろうと言いたい。それまでには、現在の子供たちが、「教育によって選挙民としての役割を果たすのにふさわしくなっているだろう」。つまり、メストンとウイリングドンの間では、インド社会においては、州のレヴェルにおいてさえ、代議制度ないしは責任ある民主主義を開始するのはまだ早すぎる、と考える点で違いはなかった。それではなぜ、メストンは、ダイアーキーをただちに導入することを提案するのか？ 彼は、自分が反対しているのは、どのような形にせよタイムリミットを設けることだ、と主張した。彼によれば、タイムリミットの設定は、新たなアジテーションを呼び起こすきっかけを与えることを意味していたからだった。

オドワイヤーは強硬にダイアーキーに反対した。まず彼は、インド人の「指導者たち」は責任を回避しようとするが、それは彼らが、彼らの背後に民衆がいないことを知っているからだ、と主張した。ついで彼は、県レヴェルでの統治業務に従事してきた官吏としての視角から、ダイアーキーが実践性をもたないことを証明しようとした。彼によれば、かつて県担当官であった者であれば、県において二つの行政系統が併存するようになることについて、警戒感を抱かないことができるはずはなかった。しかし、オドワイヤーのこうした議論は見当違いなものだった。モンタギューが即座に指摘したとおり、今回の統治法改正にあたって、県レヴェルで二つの行政系統を設けることを意図している者は誰もいなかったからである。(四六)

翌日、すなわち一月二三日、州政庁の責任者たちは、彼らが同意する点、意見を異にする点を明示することができるかどうかを相談するために、彼らの間だけで会合をもった。メストンが覚え書きを起草し、その内容を、一月二四日の全体会議の場でモンタギューとチエルムスフォードに報告した。その日の議論の結果、必要と考えられるに至った幾つかの変更点を加えて、覚え書きは採択された。その基本的な内容は次のようなものだった。

一、一九二二年までは、立法参事会の構造について、一般的な統治法上の変化は加えられないべきでない。

二、この予備的な期間において立法参事会の非官吏メンバーは、政庁の業務に、より密接にかかわるべきである。

三、諸州に対して、大幅な自律を与えることが不可欠である。

四、インド担当大臣によって決定された政策が、諸州におけるダイアーキーの樹立である、ということ的前提にして、

(a) 今回の会議に参加したメンバーの中で数名が、指定された期日からのその導入を、積極的に受け入れようとしている。

(b) 三年後の日付をもってそれに代えるべきだ、と考える者もいる。

(c) 六年後の日付をもってそれに代えるべきであり、さらに、その導入にあたっては、法令に基づいて設置された委員会の決定を必要とすべきだ、とする者たちもいる。

五、「A分野」と「B分野」の選別、配分に関しては、諸州が完全な自由を有するべきである。

六、一九二八年前後から、それ以降の統治制度上の前進のありようについて決定するために、法令に基づいて設置される委員会を発足させるべきである。(四七)

会議の後、チエルムスフォードは、一定の満足感をにじませながら、メストンに対して次のように書き送った。すなわち、彼の考えでは、会議において諸州の責任者たちは、モンタギュー宣言の実施に向けて前進するために採られるべきラインが、州の立法参事会に対して、限られた分野での一定の「責任」を移管することである、との彼（チエルムスフォード）の提案には同意したのであり、そしてこうした同意は、それ以前に提起されたすべてのスキームを排除し、審議のための新たな出発点を提起している、と^(四八)。しかしチエルムスフォードは、あまりに樂觀的だった。覚え書きの中で示されているように、州政府の責任者たちは改革の必要性については同意していたが、スキームの具体的なイメージには到達していなかった。加えて、改革が具体的な姿をとりはじめる前に、長期の「予備的期間」が設けられるべきだ、と考えている者たちも含まれていた。しかし、州政庁責任者たちのこうした留保は、モンタギューの強力なイニシアティブによって無視されることになる。モンタギューは、ダイアーキーについての自身のヴァージョンを、できる限り早期に実現することを既に決意していたからだだった。

第三節 モンタギュー||チエルムスフォード報告書の作成——若手インド高等文官たちからのインプリント

モンタギューは一九〇二年にケンブリッジ大学を卒業し、チエルムスフォードはオックスフォード大学を一八九二年に卒業していた。従って、世代という観点から言えば、兩名は若手のインド高等文官たち、すなわち本稿の主題とする官吏たちにより近かった。事実我々は、モンタギューの『日記』の中で、彼が、インドにおいて、インド高等文官となった彼の学校時代、あるいは大学時代の友人たちと出会っていることを確認できる。本節において我々は、まず、やがては新統治法を施行しなければならなくなる立場の、本稿の主題とする若手インド高等文官たちが、個人的に、「共同報告書」の作成にどのような形で関わりをもったのか、を見ていくことにする。次に、「共同報告書」が発表された後の、そうした提案に対する彼らの反応を検討する。

(一) チーフ・コミッショナー——M・ヘイリー

モンタギュー、そして彼が率いていたインド省官僚たちがデリーに滞在していた間、彼らの安全と便宜を担当したのが、同地のチーフ・コミッショナーだったM・ヘイリーだった。一九一七年一月一日にモンタギューはデリーに到着した。彼はヘイリーに対して、改革に関する意見を表明することを公式には求めなかったが、結局後者は、自分の意見を前者に伝えた。ヘイリーは、行政参事会が、その存立に関して立法参事会に依存していないにもかかわらず、立法参事会からの命令を実施することを強制されることの困難さを強調した。結論として

ヘイリーは、自分は、カーティスによって提案された「サブプロヴィンシャル・デイヴィジョン」のシステムを支持している、とモンタギューに伝えた。

興味深いことにモンタギューは、『日記』の中で、彼がヘイリーに対してある種含むところがあったことを示している。たとえば彼は、自分は「彼「ヘイリー」の有能さに印象を受けた」と書きながら、「彼の樂觀主義と、あらゆる困難さを言いつくろふ彼のやり口は、かなりもつともらしいものである」とも記していた^(四九)。モンタギューは『日記』の中でヘイリーについて言及する際、ヘイリーの名前の前に「忠実な」という言いまわしを付け加えることが多かったが、おそらくそれはヘイリーを内心では軽侮していたことの現われであろう^(五〇)。

チーフ・コミッシヨナーとしてのヘイリーの任期は一九一八年半ばで終了した。彼は賜暇を得て、同年の七月から一〇月にかけて日本と中国を訪ね、一〇月一五日にデリーに帰還した^(五一)。当時、植民地統治機構の最高位に位置する官吏たちの間では、次のパンジャブ州担当準総督が誰になるべきかをめぐって議論が行なわれていた。現職のオドワイヤーの任期満了が近づいていたからである。ありうべき候補者としては、E・マクラーガン（一八八三年合格）とヘイリーの名前があがっていた。オドワイヤーはこの件について、インド総督チエルクムスフォードとの間で話し合いを開始した。一月五日付けの書簡の中でオドワイヤーは、マクラーガンの任命は、「彼が非常によく知られており、誰もが彼のことを好んでいる」ために、パンジャブ州一般で、諸サーヴィスにも、また民衆にも歓迎されるだろう、と記していた。他方、もしヘイリーが選ばれば、それは多くの古参の高等文官たちに対して「不快感」を与えることになり、おそらく彼らの中で五、六人が退職することになるだろう、とオドワイヤーは警告した^(五二)。チエルクムスフォードはオドワイヤーに対して、既にオドワイヤーからの助言を聞く前

に、自分は、オドワイヤーの後継者としてマクラীগンをインド省に推薦していた、と返答した^(五三)。その間、インド総督行政参事会のインド人メンバーだったサー・サンカラン・ナイールは、マクラীগンが転勤するのを埋める形で、ヘイリーがインド政庁の教育局局長のポストへ任命されるべきだ、と提案していた。チエルクムスフオードは、彼の個人秘書だったJ・マフエイ(一八九九年合格)を通じて、ヘイリーに対して、「彼「チエルクムスフオード」は個人的に、貴兄「ヘイリー」がこの任命を受け入れることを最も強く望んでいる」、と伝えた^(五四)。ヘイリーは一月二日付けでマフエイに返答したが、自分がためらっているのは、もしこのポストを受け入れれば、「かねて自分がそうすることを意図していた」ように、二十五年間の勤務を終えた段階でインドを去ることができなくなり、インドにとどまることを「強いられる」からなのだ、と伝えた。彼はまた次のように記してもいた。彼は既に数年間、デリー担当のチーフ・コミッションナーのポストに就いていたわけだが、そうした地位は「多かれ少なかれ独立」したものであるため、彼は今更「官房での仕事に大きな魅力を感じる事ができない。官房では、自分自身の意見を表現したり、それらを実施するための機会が極めて限られている」。しかし結局、ヘイリーは、チエルクムスフオードからのオファーを受け入れることにした。「私にそうしたポストを受け入れてほしいとの願いを閣下「チエルクムスフオード」が述べられた、そのあまりにご親切な言葉使いが、ある種の義務感を私に与えた」から、であつた^(五五)。

当時、ヘイリーは、自らのサーヴィス・キャリアに関して、モンタギューとの間での不安定な関係のせいで、自分が袋小路的な状況に置かれていることを見出しつつあつた。退職に関する彼の意向は真剣なものだった。彼は前インド総督ハーディング卿に事情を打ち明けたが、後者は、早晚ヘイリーはパンジャブ州担当準総督になる

のだから、と述べて、辞職の意向を取り下げよう、ヘイリーを説得することに努めた^(五六)。一年後の一九一九年一〇月、ヘイリーは、インド総督行政参事会の財政担当メンバーに任じられた。前任のメストンが、視力の低下を理由にしてそのポストを離れたからだ。一九一九年一〇月一五日付けのヘイリーに宛てた手紙の中で、メストンは、モンタギューはヘイリーを財政担当メンバーではなく内務担当メンバーとして任命しようとしたのだが、それを知った自分(メストン)は「立ち上がり、モンタギューがその悪意のこもった介入を撤回するまで大暴れした」、と記していた^(五七)。一九二一年三月、ヘイリーはまだ財政担当メンバーだったが、インド立法議会での追加メンバーにヴォランティアであることを申し出た。一九二一年三月二八日付けのヘイリーに宛てた手紙の手腕を称え、感謝の言葉を述べていた。さらにチエルクスフォードは、興味深い一節を書き加えている。

「私には、サーヴィスにおける展望に関して貴兄が数年前に示したかなり悲観的な考え方が、思い出される。貴兄は、私がインド総督である限り、貴兄の偉大な能力が最大限にまで活用されるように私が配慮する、と力を込めて私が貴兄に語ったことを記憶しておられるだろう。私は機会が巡ってきて、貴兄の利益のために自らを用いることができ、嬉しく思っている。」^(五八)

おそらく、ヘイリーの官吏としてのキャリア上の危機を救ったのはチエルクスフォードであつたのだろう。

しかし、ヘイリーがなぜモンタギューによって疎隔されたのかは、検討に値する問題である。ヘイリーはやが

て、彼の属する世代のインド高等文官たちの中で、絶対的な「勝利者」となり、イギリス本国のエスタブリッシュメントにおいても、その統治官としての例外的なまでの有能さを広く認められるようになる運命にあった。彼は、両大戦間期のインドにおける政治的な事態の進展において、巨大な影響力を行使することになった。モンタギュー自身が、ヘイリーの「器量 calibre」が異様なまでに大きなものであることは認めていた。既に見たように、ヘイリーの政治的見解は、同世代の者たちのそれに比べるとかなり慎重なものだった。しかし、年長者集団の中で、名の知れた官吏たちのそれに比べれば、とりたてて保守的であつたわけではない。それにもかかわらずモンタギューは、政治的な変革を急いで達成することへのヘイリーの消極さを、不快であると感じていた。ヘイリーをインド総督行政参事会の財政担当メンバーに任命する可能性が論じられていた際にも、モンタギューはそれを妨害しようとし、ヘイリーの代わりにシティの大物から人選することを望んだ。既に触れたように、モンタギューは、シティにおいて最も影響力の強かつたマーチャント・バンク家系の一つの出身であつた。インドにおいて統治法改正を実現しようとしたモンタギューの窮極の目的が、波乱に満ちた戦時期ののち、インド社会の「穏健派」に対して譲歩を行なうことで、インドとイギリスの間の金融上の絆を再度安定したものにすることだった、とのP・J・ケインとA・G・ホプキンズの指摘は、おそらく的確なものである^(五九)。モンタギューにとつて、英領インドの金融システムのトップにシティの直接的な代理人を置くことは、極めて望ましいことだった、と考えられる^(六〇)。

ケインとホプキンズは、近現代イギリスの政治・経済が、一貫して、ジェントルマン文化を共有する地主階層とロンドン・シティに集積する金融エリートたちによって主導されていた、とする「ジェントルマン資本主義論」

を唱えて、近年注目を集めている。そして彼らは、イギリス帝国の代表的なエリート植民地官僚集団だったインド高等文官たちも、やはり、「ジェントルマン資本主義」のエートスを共有していた、と主張する^(六二)。しかし筆者には、これはややおおざっぱな一般化であるように思われる。社会学的な観点から言えば、インド高等文官たちと「ジェントルマン資本家」の間の距離が遠いものではなかった、というのは事実である。インド高等文官たちの教育上の背景は、シテイ金融界の大立者たちや地主たちのそれに類似していた。インド高等文官たちの中には、退官後、シテイに所在する企業の取締役会にポストを得る者もいた。やがて彼らの中の多くが、自分の息子たちに、シテイにおいてキャリアを見出し、発展させることを奨めるようになった。しかし、トムリンソンによれば、「国際的資本主義の管理者たち」(当時のイギリス経済界の指導的な資本家たち)の目的と、帝国の問題を処理するホワイトホールの官僚たちのそれは、必ずしも同一ではなかった^(六三)。同様に、インド高等文官たちにとつてのプライオリテイも、ジェントルマン資本家たちのそれに全面的に従属していたわけではなかった、と考えられる。インドにおいて「健全で」生育可能な政治システムを發展させることが自らの義務である、との感覚は、「公僕」としての彼らのアイデンティティにおいて、多かれ少なかれ純粹で不可欠なものだった。ただし、彼らがインドの「家父長的な守護者」としてふるまい続けるべき時間の長さについては、彼らの中でも大きな認識上の差異が存在していたが、他方、極めて自然なことに、ジェントルマン資本家たちは、インドにおける「適切な」政治的發展について、より少なくしか(あるいはほとんど)興味を抱いていなかった。彼らのプライオリテイは、イギリス帝国の金融システムの安定だった。シテイは、インドの政治的階級中の穩健な部分から支持を調達するために、インド高等文官たちの目には明らかに拙速で、無責任にすら見えるような形での、インドへの

権力移譲を実現することをためらわなかった。後に見ることになる、モンタギューとマリスの間での対立も、おそらく同じ文脈のなかで理解できるであろう。

(二) インド政庁局長——J・ウッド

J・ウッド（一八九三年合格）は、モンタギューがインドに降り立った時、インド政庁の政務局局长であり、インド亜大陸全域に散らばって存在する藩王国をコントロールする任務を担っていた。ウッドは、藩王国に対するインド政庁の政策への改革スキームからの影響は、可能な限り抑制されるべきだ、との見解を抱いていた。一九一八年一月三〇日に、モンタギュー、チエルフォード、ウッドは、藩王国に対する一般的な政策について議論を行った。モンタギューは、その『日記』の中で、チエルフォードとウッドは「すべてを非常にはつきりしないままにしておくことを望んで」いる、と記し、ステイタス・クオ（現状）を維持しようとする二人の傾向に不満を示した。彼は、ウッドは「藩王たちを冷蔵庫の中にとどめておきたいと考える学派」に属している、ともコメントしていた^(六三)。「共同報告書」の執筆が進められていた一九一八年三月初旬、ウッドは、対藩王国政策についての自らの見解を表明するために、モンタギューに対して覚え書きを提出した。モンタギューは『日記』の中で、ウッドの提案は「役に立たないだろう」と記し、それについての、彼自身の批判的なコメントをチエルフォードとマリスの間で回覧させた^(六四)。ウッドの姿勢は、おそらく、本稿の主題とする若手世代のインド高等文官たちの間においてすら、政務官の立場にある者たちが、いわばその職務の性格上、「生得的」に強く保守的であったことを示しているかもしれない。いずれにしてもモンタギューは、こうした点については「ごり押し」

を続けようとしなかった。その結果、「共同報告書」は、実質的な仕方では藩王国問題に触れることを差し控えることになった。

(三) インド政庁の官房で勤務していた官吏——W・マリス

本稿の主題とする世代のインド高等文官たちの中で、「共同報告書」の作成プロセスにおいて最も重要な役割を果たすことになったのが、W・マリスだった。モンタギューがインドに到着した時、マリスはインド政庁内務局長の共同局長だった。モンタギューはマリスの有能さに多大な感銘を受け、即座に彼を全面的に信頼するようになった。

一九一七年一月一日、モンタギューに対してマリスは、自分は、改革後のインド政庁と諸州政庁の間での財政上の取り決めに関する、メイヤーのスキームを支持しない、と告げた。それは、マリスの意見では、諸州はもはやインド政庁に対して「貢納」を支払うべきではないし、またインド政庁は、州政庁によつて課されるいかなる税金にも関心を持つべきではないから、であった。そのかわりとしてマリスは、インド政庁は、その必要に応じて自由に関税を課すことを許されるべきだ、と提案していた。これを耳にしたモンタギューは、イギリス本国議会の保守党議員たちが自分をインド担当大臣に任命することに消極的だったのは、彼らが、モンタギューはインドに自治権を与えてしまふのではないか、そしてそのことはやがて、インドに関税設定面での自由を与えることにつながるのではないか、と恐れていたからだった、とマリスに説明した。従つて、もしも「共同報告書」の中で関税面での自主権がインドに与えられるべきだなどと提案すれば、改革スキームは内閣によつて受け入れ

られるめどを失ってしまし、議会によって受け入れられるなどということはなおさらありえなくなる、とモンタギューはマリスに警告した^(六五)。

こうしたエピソードは、幾つかの点で示唆的である。第一に、マリスは、英領インド諸州の財政的基盤を固める予算システムを実現することにプライオリティを置くことにより、自らが、彼が属する世代のインド高等文官たちの中で、地域的な統治単位をより自律的な存在にすべきだ、と考える部分に属していることを示した。さらにマリスは、インド政庁が、その望む通りに関税を設定する裁量権を与えられるべきだ、とも提案していた。これも実は極めて重要である。マリスが、財政問題においてインド政庁がイギリス本国政府からより独立した存在になるための方法を考慮することを、ためらおうとしていなかったことを示しているからである。モンタギューの反応もまた興味深い。彼の発言は、彼が、当時の内閣（ロイド・ジョージの率いていた連立内閣）が、あるいはその中の保守党部分が、イギリス本国の輸出産業の利害に大きな関心をもっていることを認識していたが、彼自身はおそらくそうした要因を本質的にはさほど重視していなかった（単なる副次的な阻害要因とみなしていた？）ことを示している。金融システムの安定こそを何よりも重視する、ジェントルマン資本主義の代理人としては、申し分のない態度だろう。

一九一七年一月一日、マリスは、インド統治改革についての「長文の文書」をモンタギューとチエルムスフォードに対して提出し、そのコピーが諸州政庁にも配布された。その中でマリスは、コミユナルな選挙区に強く反対する旨を述べていた。もしそうしたシステムがムスリムたちのために継続されれば、後になって廃棄することは決してできなくなる。「分割支配」を企てている、との非難を受けることになり、また、他の諸コミューニティ、

たとえば、非ブラーフマンたち、特殊な利益集団などに対してもそれを拡張せよ、との圧力が生じるだろう。これらの主張に関して判断を下すという負荷は、政治上の枢要な問題、すなわち立法機関における勢力均衡の維持に関して政府のフリーハンドを制約することになる。政治において、「多数派」が寛容と正義を学ぶことができるのは、実際にそれが支配を行なうことよつてのみ、である。この問題について正しい結論を得ることは、インドの政治的な発展にとつて、インドへ西洋式教育を導入することを定めた一八三五年の決定が、インドの「知的発展」にとり不可欠であつた以上に、おそらく不可欠であるだろう。マリスは妥協策として、複数代表選出選挙区において、ムスリムたちに比例代表権を与えることを提案した^(六六)。しかし結果的には、モンタギューがその『日記』に記したところによれば、マリスのこの「長文の文書」について、「我々「モンタギューとマリス」はカルクッタでいさかいを生じさせることになつた」^(六七)。

一二月一六日、モンタギューはマリスに対して、改革を進めるにあつたつての最も深刻な障害は、インド政府の頑迷な姿勢だ、との彼の印象を語つた。これに対してマリスは、インド政府はモンタギューが考えているほどに「悪い」わけではない、と答え、さらに、インド高等文官たちは「彼らの時代が終わつてしまうことを非常に残念に感じている」が、それが不可避であることを認識しており、「前進する意志」を有している、と付け加えた^(六八)。おそらくマリスの同僚である高等文官たちの多くが、とりわけ古参のグループに属する者たちは、マリスのこのような「達観」を心地よいものとは考えなかつたであろう。モンタギューは、一二月二二日に、マリスが「共同報告書」のための骨格の執筆にとりかかつた、と記している^(六九)。一九一八年一月一日、モンタギューとチェルムスフォードは州政府責任者を招集する会議のスケジュールを決定し、マリスが「共同報告書」の起草者とな

ることについても意見を一致させた^(七〇)。

同会議の直後、おそらく一月末頃までに、マリスは、彼自身の内部での不協和音に悩みはじめていた。彼は、自分がそれに対して多大の忠誠心を抱いているインド高等文官制度の利害と、改革プランが前進を始めたその方向性とスピードの間で、バランスをとることが、極端に困難であることを認識せざるをえなかった。一月三十一日にモンタギューはマリスとの間で話し合いをもったが、後者が「高等文官制度についてかなり心を乱されている」ことを発見した。モンタギューの見方では、マリスは「彼ら「インド高等文官たち」の下ですべてが崩壊」しつつあり、「彼らは一つ一つスキームを是認していき、やがて「彼らには」何も残されていないことに気付く」ことになる、と恐れていた^(七一)。

当初、モンタギューがマリスをイギリス本国に同行させ、「共同報告書」をそこで完成させることが予定されていた。しかし二月四日にマリスはモンタギューに対して、チェルムスフォードが、モンタギューがインドを離れる前に報告書を完成した状態にさせたいと望んでいる、と伝えた。そしてマリスはモンタギューに対してさらに、モンタギューの出発予定日までに、報告書を書き終えることができるかどうか自分には全く確信が持てない、とも打ち明けた。かくして、タイムリミットもマリスにプレッシャーとして作用し始めたのだ^(七二)。

二月二〇日、マリスは、インド人大臣は彼らが州立法参事会に対して責任を負うようになるまで任命せず、そのかわりに州行政参事会の中にインド人メンバーを二人含むようにする、との新たな提案をモンタギューに対して行なった。モンタギューはこの提案に同意しなかったが、インド省官僚たちを交えて、それについて長時間の話し合いを行なった。マリスの提案に強く反対したC・ロバーツと、逆にそれを支持したM・シートンを除いて、

自らの意見を明確に述べた者は誰もいなかったが、モンタギューはその場にいた者の過半数がマリスからの提案に反対であると判断し、その旨をチェルムスフォードへ伝えた。しかし、マリスに対して強く同情的だったチェルムスフォードは、もしマリスがそのような結論を知れば、彼は報告書を書くことができなくなるだろう、とモンタギューに語った。気分を害したモンタギューは、そんなことは「馬鹿げて」おり、なぜなら「マリスは今すぐにも報告書を書くことができ、必要とあればそうした提案を変更することができる」し、「ほとんどすべての準備がもうできている」からだ、と返答した^(七三)。

モンタギューの本国への出発予定日は三月一七日であり、マリスへのプレッシャーは高まりつつあった。二月二八日、マリスはモンタギューに対して、自分は三月一七日までには報告書を完成させることはできない、と告げた。これを聞いたモンタギューは痲癩を破裂させ、マリスに対して、自分は「自分「モンタギュー」が帰国すべき時期」について本國議會に対して責任を負っている、ということを理由にして、可能な限り執筆を急ぐことを命じた^(七四)。モンタギューとマリスの間の摩擦は日を追って深刻になった。三月一日にモンタギューとインド省官僚たちはインド政庁との間でミーティングを行い、「A分野」と「B分野」に関するリストについて合意に達した。しかしモンタギューは、マリスがこのリストに満足していないことに気付いていた^(七五)。三月一九日にモンタギューは、マリスとの間で「陰鬱な時間」を過ごした。マリスは、モンタギューの目には、「すべてについてしり込み」しているように見えた。そしてモンタギューに対して、自分は、自分が適当だと考えることを表現することを許されるのでなければ、報告書を書くことについて自分自身を正当化できないと感じている、と告げた。モンタギューは激怒し、マリスはすべてに関して後退することを望んでいる、と批判した^(七六)。三月二九日

にモンタギューは次のように記していた。「メランコリックなマリスは、彼のメランコリーなテントの中で、彼のメランコリーな神々を礼拝している。そして多かれ少なかれ自発的に、しかし決して陽気にはなく、起草するように命じられたことを執筆している」^(七七)。

「共同報告書」をめぐるモンタギューとマリスの間での最後の「衝突」は、四月一八日に行われた。マリスは、報告書において自分たちが「意図的に真実を隠した」と主張した。モンタギューはマリスに対して、報告書の中で修正したいところがあるならば提案してほしい、と告げたが、それに応えてマリスが持ち出した不満点は、「ばかばかしいほどに些末」である、とモンタギューには思われた。モンタギューは、マリスの感情の「爆発」全体が、その過労のせいで生じたのだ、と考えていた。モンタギューは、マリスが忠実で、勤勉で、「言語を用いて表現する上での真の能力」を持つている、と称えながらも、彼は、「インドにいるすべての人々と同じように、政治的本能を持つことができない」でいる、と不平を鳴らした。そしてその理由は、モンタギューによれば、インド高等文官たちが、結論を合理化することなく、直接それを述べることに、あまりにも長く慣れすぎてきたから、なのであった。モンタギューの目には、インド帝国は最も危機的な状況に直面しつつあり、必要とされているのは、ある程度の妥協を行なうことにより、帝国の中核的な利益を防御すべく、迅速に行動することである、と映じていた。しかし、インド高等文官たちは政治的にあまりにナイーブで鈍感であるために、政治においてタイミングというものが持つ不可欠の重要性が理解できていない、というのがモンタギューの判断だった。いずれにせよモンタギューは、四月二〇日までに「共同報告書」の改訂作業を實際上終了させた^(七八)。

(四) 会計・財政部門で勤務していた官吏——M・グッベイ

モンタギューとM・グッベイ(一八九八年合格)は同じ時期にクリフトン・カレッジで教育を受け、ケンブリッジ大学でも学年が近かった(モンタギューはトリニティ・カレッジで、グッベイはゴンヴィル・アンド・キーズ・カレッジで学んだ)。彼らは大学卒業後も緊密な連絡を維持していた。しかし学歴以外の点でも、彼らは、幾つかの興味深い社会的特徴を共有していた。彼らとともにユダヤ系だった。そして、モンタギューが有名なマーチャント・バンク家系の出身であるのに対して、グッベイの父親は、上海を基盤とする金融商人だった。インド高等文官として勤務していた際にも、グッベイは一貫して財政部門において活動しており、退官後は幾つかの植民地銀行の取締役を務めることになった。

こうした事情を背景として、一九一七年一月一日、グッベイは、差し迫りつつあった改革についての彼の個人的な見解を、モンタギューに対して率直に語った。グッベイによれば、モンタギューの、インドに改革をもたらすという「使命」は、それが本来「不可能」であるがゆえに、失敗することを運命付けられている。彼は、カルカッタでのイギリス人たちの動揺が、既に、イルバート法案危機(一八八〇年代に生じた、インド人治安判事に対してイギリス人を裁く権限を与えようとする法案への、イギリス人たちからの激しい反対運動)の際の状態にも比定できるポイントに達してしまった、と指摘した^{七九}。モンタギューはさらに、その『日記』の中で、一九一八年三月一四日付けで、グッベイはインド高等文官制度について全く幻想を抱いておらず、事実を処理する能力を有していて、偏見を持っていないとの印象を自分に与えた、と記していた。インド高等文官でありながらも、政治的な観点からのグッベイのインド情勢に関する見方は、モンタギューのそれに極めて近いものであ

たと考えられる。そしてその理由は、彼らが「ジェントルマン資本主義者」の視角を多分に共有していたせいであつたからかもしれない^(八〇)。

(五) 本国から派遣された政治家に仕える個人秘書——J・クレラー、W・グーレイ、J・マフエイ

インド高等文官たちの中で、インド総督、諸プレジデンシー総督（ボンベイ、マドラス、ベンガルの諸総督）のための個人秘書として勤務した者たちは、おそらく、イギリス本国から任命されてきたこうした政治家たちが、インド官界において最もパーソナルで緊密な関係を持つに至つた人物たちであろう。従つて、自分に仕えるこうした個人秘書たちについての政治家たちの見方は、インド高等文官全体に関する彼らの一般的なイメージの、重要な部分を形成していたはずである。たとえば、ボンベイ総督ウイリングドンは、チェルムスフォードに宛てた一九一七年三月一四日付けの書簡の中で、彼の個人秘書であるJ・クレラー（一九〇〇年合格）が、「私〔ウイリングドン〕が高等文官制度の中で出会つた最も有能な人物の一人」である、と述べていた^(八一)。しかし、一九一七年一月一〇日付けのやはりチェルムスフォードに宛てた手紙の中では、ウイリングドンは、自分はなおクレラーの能力について「熱狂的」だが、クレラーや、自分の周りにいるクレラー以外のインド高等文官たちが「政治的な機転」を欠いている、という事実を無視することができない、と記していた^(八二)。事実、この時期にインドで勤務し、急激な政治上の変化に直面することになった、イギリス本国から派遣されてきた政治家たちは、インド高等文官たちへの一般的な評価に関して、これと類似した発言を行なうことが多かった。

しかし、ベンガル総督付きの個人秘書だつたW・グーレイ（一八九六年合格）は、モンタギューに対してかな

り異なった印象を与えた。グーレイは「政治」に関心を抱いていた。モンタギューはグーレイの能力を評価するようになり、モンタギューがインドに滞在していた間、両者の関係は緊密なものとなった。一九一七年一月二日、モンタギューはカルカッタにおいて四組の公式のインド人代表団を受け入れたが、これらの面会を組織したのはグーレイだった。この際にグーレイが示した手際のよさが、モンタギューに強い印象を与えることになった。モンタギューは『日記』の中で、グーレイは「インド人たちによって大いに愛されている」人物であり、「最良のタイプのインド高等文官」である、と記していた^(八三)。

モンタギューは、グーレイは彼以外のインド高等文官たちとは異なり、優れた政治的センスを有している、と判断し、それを活用しようとした。一月二四日にモンタギューは、チェルムスフォードとウイリングドンに対して、インドにおいて、インド政庁を支持するような政治組織の中枢を形成すべきであり、そしてその代表団をイギリス本国へ派遣させ、数名のインド高等文官たちをその代表団とインド政庁の間の連絡役として活動させるべきだ、と提案した。チェルムスフォード、ウイリングドンは共にこうしたアイデアを支持した。モンタギューはまた、そうした連絡役の官吏としては、グーレイが適当な候補者である、とも言及していた^(八四)。インド高等文官たちの間で、彼が考えるところの「政治的なセンス」を發展させるための必要性を痛切に感じていたモンタギューは、一九一八年一月二九日にこの問題についてライオネル・カーティスと討議し、その結果彼らは、インド高等文官たちを讀者とし、インドにおける政治的な發展について彼らを啓蒙することを目的とした雑誌を創刊し、その編集者にグーレイを据える、との考えを抱くに至った。彼らはまた、グーレイがインド政庁の「宣伝局」の責任者になるべきだ、とする点でも意見を一致させた^(八五)。二月二二日にモンタギューはグーレイに対して、

宣伝局に関するスキームを示し、グーレイがその責任者になることを提案した。グーレイはそうしたスキームを熱心に支持した^(八六)。モンタギューの考えでは、宣伝局は、雑誌を発行し、新聞に対して情報を与え、質問に答え、政庁と、政庁に協力しようとするインド人たちの間での接触の機会を提供することになるはずだった。そしてその責任者は、実際上、「政府党の院内幹事」として機能することになる、と。しかしグーレイは、自分はそうした活動をベンガルに限って行ないたい、と述べて、モンタギューを失望させた^(八七)。おそらくグーレイは、インド高等文官としての通常のキャリア・パターンからあまりにも離れる形で、モンタギューのプランのための一時的な「道具」として用いられることに、不安感を抱くようになっていたのであろう。

インド総督の個人秘書としての地位は、そこへ任命された高等文官たちに、政策上の事柄についても、ある種の非公式な仕方（インド総督とのパーソナルな関係を通じて）重要なインプットを行なうことを許していたかもしれない。「共同報告書」がインドにおいて準備されていた間、チエルクスフォードの個人秘書はJ・マフエイ（一八九九年合格）だった。彼は、チエルクスフォードとモンタギューの双方のための良い「聞き役」であり、そして気質的に大きく異なっていた両者の間で彼は、その感情的な軋轢を修復し、政治上の見解のひらきを架橋したのだ^(八八)。しかし実際には、報告書へのマフエイからの政治理念的なインプットは最小限度にとどまった。これはおそらく、インド総督付き個人秘書として任命される以前にマフエイが、インド政務官制度に所属しており、それゆえに英領インドでの改革に関して彼独自の具体的な考えを持ち合わせていなかったからであろう、と考えられる。

(六) 州政庁の局長——J・トムソン、W・キース、S・オドンネル

当時、諸州政庁の官房で勤務していた、本稿の主題とする世代のインド高等文官たちは、必ずしも改革に関するモンタギューの考え方に賛同していたわけではなかったが、「共同報告書」の作成に関して実質的な貢献をなすことになった。たとえば、一九一七年一月一六日に、パンジャブ州政庁の筆頭局長であるJ・トムソン（一八九六年合格）と面会した後にモンタギューは、彼のことを「旧派のトーリー（保守党员）」である、と表現していた。モンタギューは、トムソンが「教育を受けたインド人たち」について非常に懐疑的であり、また改革に関して多かれ少なかれ、パンジャブ州担当準総督オドワイヤーの見解を共有している、との印象を受けた^{〔八九〕}。一月六日、モンタギューは、ビルマ州政庁の税務局局长であったW・キース（一八九五年合格）との間でインタヴューを行なった。キースはモンタギューに対して、英領インドからの分離についての「ビルマの願望」の理由を説明したが、モンタギューはキースとのこうした対話から、改革スキームにおけるビルマ州の位置付けに関して、強いインスピレーションを得ることになった^{〔九〇〕}。

「共同報告書」の作成作業が最も困難な段階に入っていた一九一八年三月の後半、諸州政庁の代表者数名が、報告書執筆チームに参加することになった。モンタギューは、その『日記』の三月二二日付けの項で、J・トムソンと、連合州政庁の筆頭局長であるS・オドンネル（一八九六年合格）が、「A分野とB分野のリスト」の作成に従事している、と記していた^{〔九一〕}。オドンネルはマリスの忠実な同盟者であり、従って、トムソンとオドンネルは共に、モンタギューにとって必ずしも御しやすい存在ではなかった。

(七) その他——M・バトラー、A・ラティファイ

モンタギューの『日記』から確認しうる限りでは、県レヴェルでの統治に従事していた高等文官たちの中では、そしてとりわけ、本稿の主題とする世代に属する県担当官たちの中では、モンタギューによって直接面接された者たちの数は、実際には極めて限られていた。しかし、そうした例外的な機会を与えられた若手官吏の一人として、パンジャブ州の県知事M・バトラー（二八九五年合格）がおり、彼は一九一七年一月二日にモンタギューに会い、モンタギューがそのスキームについて説明するのを聞いた。その結果バトラーは、自分はモンタギューのスキームを支持する、と表明した^(九二)。

一九一八年一月一六日、モンタギューはA・ラティファイ（一九〇一年合格）との間で対話を行なった。ラティファイは、モンタギューの『日記』中でその名前が言及されている、本稿が主題とする世代のインド高等文官たちの中では、唯一のインド人だった。ラティファイとモンタギューは同時期にケンブリッジ大学で学び、それ以後も極めて親しい関係を維持していた。モンタギューが「ケンブリッジ・ユニオン」（同大学の「雄弁会」的な組織）の「プレジデント」（部長）だった時に、ラティファイはその「セクレタリー」（事務長）だった。モンタギューがインドを訪れた際、ラティファイはデリー近郊で県知事を務めていたが、それ以前はハイデラバード藩王国で勤務していた。インド人インド高等文官でありながら藩王国で勤務する官吏として、ラティファイの立場は実は微妙なものであった。モンタギューによれば、ラティファイは「ハイデラバードでうまくやることができなかつたが、ラティファイ自身は、自分は彼の上司たちを喜ばせるにはあまりにうまくやりすぎたのだ、と語って」いた。おそらくラティファイは、モンタギューに対して、自分はハイデラバード政府とその国民との間でスムーズな関係を実現

していたが、彼の上司であるイギリス人たちはそうした関係について猜疑心を抱くようになった、と語ったのだと思われる。こうしたエピソードは、モンタギューが、ブリテイッシュ・ラージ内の彼以外の指導的なイギリス人たちに比べて、イギリス式教育を受けたインド人たちを行政的・政治的な事柄について、より積極的に信頼し、統治の分け前にあずかせようとしていた、という事実の反映であると考えられる。モンタギューの姿勢は、教育を受けたインド人たちは、実際には、イギリスの「ジェントルマン文化」を共有しているが故に、基本的に安全な存在である、との彼の確信から生じていたのかもしれない。三月一四日にモンタギューはラティファイにもう一度会い、ラティファイは「いつもどおり知的で、いつもどおり有益であり、情報をたっぷりと持っている」、とコメントしていた。ラティファイがモンタギューの改革に関するスキームを熱心に支持したであろうことは疑えない。モンタギューはまた、『日記』の中で、ラティファイがコミユナルな代表制度を支持した、とも記していた（ラティファイはムスリムだった）（九三）。

「共同報告書」が作成されるプロセスにおいて、植民地統治機構の最上層部で活動していた人々の意見を分けることになった最も重要なラインは、おそらく、政治的なタイミングについて、それぞれの人物が有していた認識に基づいて引かれた、と考えられる。モンタギューは、仮にかなり性急で問題を孕んだ形になってしまおうとも、何らかの「譲歩」が、可能な限り早期に実現されるべきだ、と考えていた。他方、インド現地の統治官たちの多くは、とりわけその古参グループは、インドの「政治的階級」に対して妥協を行なう必要があることは認めていたものの、段階的で着実なプロセスを踏むことを望んでいた。かくしてモンタギューは、一般的に言ってインド

高等文官たちは過度に保守的であり、政治的な想像力を欠いている、と強く感じるに至ったのだった。結局、モンタギューの意向が、「共同報告書」の最終的な形の中では、支配的なものとなった。こうしたプロセスにおいてモンタギューは、当時インド政庁が、メソポタミア戦線での不手際のせいで、イギリス本国政府に対して低姿勢を維持する必要があつた、との外部的な条件によつても、大いに助けられていた^(九四)。

しかしここで我々は、本稿の主題とする若手世代のインド高等文官たちのこうしたプロセスへの関わり方が、全体として見るとかなり限定されたものであつた、という事実を銘記しておくべきである。若手官吏たちの大半は、モンタギューおよび彼が率いてきたインド省官僚たちに対して、自分たちの意見を表明するための機会を十分には与えられなかつた。そして、実際には、古参グループに属する官吏たちの統治法改革に対する姿勢、たとえば州政庁責任者会議において彼らによつて表明された意見と比較してみると、若手の官吏たちは、実体を伴う形での改革を、より積極的に推し進めようとする準備ができていた。

興味深いのはマリスの事例である。第一次世界大戦が始まる以前に、マリスは、「ラウンド・テーブル」運動の主要なメンバーの一人として、インドにおける統治法改正について、彼独自の考え方を発展させていた。しかし戦争が行われている間に、改革に対するマリスの態度は、なぜかためらいがちなものになつていった。それにもかかわらず彼は、そうした懐疑を抑えて「共同報告書」を執筆することをモンタギューによつて求められた。マリスは、モンタギューの考えるようなスキームが導入されれば、インド高等文官制度のメンバーたちにとり、深刻な事態がもたらされるのではないか、との大きな不安を抱いていた^(九五)。対照的に、おそらくモンタギューとの間で社会的な姿勢・考え方を共有していた若手の高等文官たち、たとえばグッベイやラティファイなどは、モン

タギューの政策を支持したのだった。

「共同報告書」は、モンタギューとチェルムスフォードにより、一九一八年四月二日にシムラにおいて署名され、同年七月初旬に公表された。報告書は、そこで示されたスキームは、異邦人によるパターナルな統治から、一定の宗派や党派のためではなく、インド民衆全体のための、インド民衆による統治を実現していく上での、移行段階となることを意図されている、と強調していた。そうした期間において、異邦人である総督たちは、なお存在し続けなければならず、彼らの業務を民衆の代表との間で共有しなければならぬ。そして民衆の代表が担当する部分は、「彼らの適性が証明されていくにつれて」拡大していくことになる。「改革」は、県、州、インド中央、イギリス本国議会、という四つの異なつた統治レヴェルに関して提案されていた。

県レヴェルでは、都市部参事会・農村部参事会において、民衆による完全なコントロールが実現されるべきである。州レヴェルでは、統治は、州行政参事会と大臣たちの双方を率いる総督によつて担われる。行政参事会は二人のメンバーによつて構成される。一人は「官吏ではないかもしれない」イギリス人、もう一人はインド人である。大臣たちの人数は、当初は数名だが、彼らの任務が拡大するにつれて増加することになるだろう。州の統治業務全体が、二つの分野に分かたれる。一方の主題群は、「行政参事会の中の総督」によつて処理され、もう一方の主題群は「大臣たち」がコントロールすることになる。さらに、「選挙を通じて任命される性格の強い」州立法参事会が設けられる。そして総督は、その立法参事会のメンバーの中から大臣を選任する。立法参事会が、「行政参事会の中の総督」に留保されている統治主題のための金銭の支出、あるいは法律の制定を拒み、そして総督がそのような業務を遂行することが不可欠であると判断する場合には、総督は、それらを実現するための例外

的な権力を行使することができる。インド中央レヴェルでは、インド総督が率いる行政参事会が拡大され、また、現在、同レヴェルに存在している立法機関の代わりに、二院制システムが立ち上げられる。下院の名称は「立法議会」であり、百名のメンバーによつて構成される。そのうち二十二名は官吏、十一名は指名された民間人、そして六十七名は選挙を通じて任命される。上院の名称は「国家参事会」であり、その五十名のメンバーの中で少なくとも半数は民間人であるべきであり、さらにその中の四人は指名によつて任命され、残りは選挙を通じて任命される。半数は官吏である。両機関は、予算については議決を行わず、また、インド総督が不可欠であるとみなす法案については、同総督が証明書を発することで「立法議会」における審議を停止させることができ、「国家参事会」でのみ審議が継続される。イギリス本国議会のレヴェルでは、下院が従来どおりインドの福利について監視を行なう、と提案されていた。さらに本国議会は、定期的に調査委員会を設けることによつても、その責任を果たすべきだ、とされた。

次に我々は、こうした「共同報告書」の提言内容に対して、インド高等文官たちがどのような反応を示したのかを見ていきたいと思う。まず、インド高等文官たちの公式の、そして集合的な見解として、諸州政庁がインド政庁に対して送付した「ステイトメント」を検討する。次に、メストンとマリスによつて表明された、同報告書に関する個人的な見解を検討する。この二人は、インド高等文官制度内部の二つの世代（古参部分と若手部分）の中で、それぞれ、報告書の作成に最も実質的な貢献をなした人物たちであるからである。そして最後に、若手の高等文官たち数名が、その中で報告書に関する彼らの意見を匿名で発表した、ある文献の内容を検討する。

「共同報告書」が公表された後、諸州政府はインド政庁に対して、それぞれの見解を記した文書（ステイトメント）を提出した。州政庁の統治機能を分割するというスキーム、そしてその結果として生じることになる総督と大臣たちの間の新たな関係が、最も論争的な点であった（第二一五―二一七段落）。しかし、ベンガル政庁とビハールオリッサ州政庁は、それについては「既に議論が閉じられている」ものとして扱った。マドラス政庁は、そうしたスキームを展開する土俵として、「サブ・プロヴィンス」を設けることに賛成していた。これら以外の州政庁、すなわちボンベイ、連合州、パンジャブ州、ビルマ州、中央州、アッサム州は、すべて、行政を「二元化」することに反対し、統治の一体性を維持することを希望した。たとえばボンベイ政庁は、州政庁は一人の総督と四人のメンバーからなる行政参事会によって構成され、その参事会メンバーの中で三人はインド人で、そしてこれら三人のうち二人は、立法参事会メンバーの中で選挙を通じて任命された人物の中から選出される。さらに総督には、五人めのメンバーを任命する権限が与えられる、との提案を行なった。連合州政庁は、一人の総督と四人のメンバーからなる行政参事会によって州政府が構成され、同参事会メンバーの中で二人は官吏であり、残りの二人は立法参事会メンバーのうち選挙を通じて任命された人物の中から選出された人物であるべきだ、と提案した。連合州政庁は、報告書の中で提起された行政主題の二分割、というアイデアについては賛成しており、移管される行政主題群は、「実践的な問題としては」、立法参事会メンバーの中から任命される二人の大臣たちの責任の下におかれるべきである、と提案した。しかし、同政庁はさらに、すべての主題について、その最終的な決定そのものは、州政庁が全体として行なうべきである、と提案していた。パンジャブ州政庁は、行政主題の分割を想定しておらず、また現行の行政参事会のありようを維持することも想定していなかった。そのかわりに、

政庁首脳部を総督と三人の大臣からなる内閣によつて構成する。そして大臣には、イギリス人官吏一名と、インド人二名が任命され、二人のインド人大臣のうち少なくとも一人は、選挙を通じて任命された立法参事会のメンバーから選出されることにする、と提案した。さらに同政庁は、あらゆる決定についての責任は、大臣たち全員によつて共有されるべきだ、と提案していた。アッサム州政庁は、一人の総督と六人のメンバーから成る行政参事会を設けることを提案した。六人の内訳は、官吏が二名、大臣が二名、そして政庁外部の民間人が二名、であった。最後の二名には「ポルトフォリオ」（固有の職掌範囲）を与えるべきではない、とした。すべての決定に関しつべきである、とした。また、参事会内での「ポルトフォリオ」の分配に関して総督はフリーハンドを持つべきであり、行政主題を「留保」のカテゴリと「移管」のカテゴリに法文をもつて分割すべきではない、とした。ちなみに、一九一九年インド統治法が制定された後、諸州政庁は、それぞれが独自の慣行を發展させることになり、ダイアーキーの当初の発想は徐々に空文化されていった。そして興味深いことに、それぞれの政庁で実現された慣行は、ステイトメントで表明されていたイメージと、非常に似通つたものになるのであつた。

予算手続きと州レヴェルで行使されることになる財政上のコントロール権について（第二五五―二五七段落）は、大半の州政庁が、「共同報告書」が州の立法機関に与えることを提案している財政上のコントロール権は、イギリス本国議会の下院が本国政府に対して行使しているそれに比べても大きく、従つて正当化することができない、と主張していた。事実、諸州政庁、とりわけベンガル政庁と中央州政庁は、一九二〇年代において、一九一九年統治法によつて実現されることになつたこれらの規定を、州立法参事会のインド人メンバーたちが戦術的に

用いることによって、大いに悩まされることになった。

従来、インド省及びインド政庁によって諸州政庁に対して行使されてきたコントロールの緩和（第二九一―二九二段落）に関しては、諸州政庁は一致して「共同報告書」の中の提案を支持した^{（九六）}。これは重要なポイントであろう。既に触れたように、インド近現代史の解釈に関して、「再検討派」に属するJ・ギャラガーとA・シールは、モンタギュー―チエラムスフォード改革の「真の意図」が、選挙を通じて構成される州レヴェルの立法機關に一定の統治上の機能を委譲し、より多くのインド人たちに、ブリティッシュ・ラージの存在を前提とする政治上の「ステイク」（分け前）を州レヴェルで与えることによって、インド亜大陸におけるイギリスの権力を永続化させることだった、と主張している^{（九七）}。しかし、こうした流れを考察するにあたって我々は、州立法機關の「責任を有する」性格の強化と、行政分野での州の自律化への要求が互いに関連し合っていた、という事実を忘れるべきではない。既に一九〇九年の時点で、インド政庁によって任命された「地方分権化委員会」が、とりわけカーゾンがインド総督であった時代（一八九八年から一九〇五年まで）に加速された、インドにおける中央集権化への傾向を停止させ、むしろ逆転させるべきだ、との提案を行なっていた。さらに、メソポタミア戦線でのインド政庁の「悲惨な不手際」は、第一次世界大戦後、州の自律性の拡大を目指す州政庁責者たちの一致した声を一層強めることになった^{（九八）}。つまり、ケインとホプキンスが現在示唆しているように、州立法機關の「責任を有する」性格に関しての「共同報告書」の提案が、主としてジェントルマン資本家たちの利益を維持するために、いわば外部から唐突に押し付けられた、と解釈するのには、かなり議論の余地がある^{（九九）}。いずれにしても、改革が導入された後、「州」という舞台が、多くのインド高等文官たちにとり、様々な意味でより重要なフィールド

になつていった、ということはある。

諸サーヴィスの勤務条件の変更に關しては、諸州政庁はいずれも「共同報告書」の提案（第三一三—三二七段落）に対して極めて批判的だつた。諸州政庁は、もしも提案がそのままの形で実現されるとすれば、結果的に諸サーヴィスからの「イギリス的要素の消失」「イギリス人官吏たちの退官」が生じ、そしてそうした事態の進行は不穏当なまでに急速なものとなり、報告書が不可欠であると想定した条件（諸サーヴィスからの改革への積極的な協力）を不可能にしてしまふであろう、と警告した¹⁰⁰。諸州政庁の懸念はやがて現実のものとなつた。一九二〇年代前半に、インドからの高等文官たちの極めて深刻な脱出劇が生じたからである。

メストンは、州政庁責任者会議が終つた直後の一九一八年一月下旬に、イギリス本国へと向かつた。従つて彼は、「共同報告書」の実際の執筆プロセスには参加していなかつたが、それが公表された後、一九一八年九月に、『ラウンド・テーブル』誌上において、「モンタギュー・チエルフード報告書」と題した論説を發表することになつた。メストンの目には、報告書の抱える最も深刻な問題は、インド政庁の構成に關するスキームの中にあるように見えた。報告書は、インド総督行政参事会の拡大を提言していたが、インド高等文官たちのために、そこでの地位がリザーヴされることは否定していた（従来は、三人分の地位がリザーヴされていた）。さらに報告書が、「複雑な二院制の立法システムを樹立することを提案しており、その中では、上院を除いて、インド政庁は、法案を通過させる確信を全く持てない」ことについても、メストンは問題視していた。メストンは、インド総督行政参事会の拡大は、より多くのインド人たちをそうした機関へ任命する必要性のためだけに提案されたのだ、

と批判した。さらにメストンは、もしも「インドについての立ち入った知識を有するイギリス人たち」——メストンが、イギリス人インド高等文官の存在を念頭においていたのは明らかである——が新たな行政参事会から排除されるとすれば、それは極めて不合理なことであり、その理由は、「インド総督は移行期に生ずる多くの問題を処理してゆくために、利用可能な最善の経験を有する者たちを必要とするはず」だから、であった。しかしそれよりもはるかに危険なのは、立法機関との関係の上での行政の弱体さである。インド政庁は立法議会において終始少数派の地位に甘んじることになり、人気はないが実施せざるをえないあらゆる統治行為について、非難決議を浴びせられることになるだろう。また、インド政庁は、立法議会の嫌悪する手段を通過させることができず、それを回避するためには、上院（国家参事会）の助けを借りてインド総督からの特別証明書を得る、という方法をとらざるをえない。そしてそのような方法に訴えれば、激しい軋轢が生じることは不可避である。これはまさに、一九二〇年代、一九三〇年代前半において、インド政庁が直面することになる事態だった。「スキームのこの部分全般について、より単純で、より安定した方法を見出すために、再検討する必要がある」とメストンは指摘した。

州レヴェルの状況に関しても、メストンは、行政参事会のメンバー構成におけるインド高等文官のポジションを憂慮していた。「共同報告書」の中では、イギリス人に割り当てられるべきポスト一つに関して、それへの候補者はインドでの勤務経験を有している、との従来の条件を取り除く、との提案が行われていたが、これに対してメストンは、州総督自身がインドという国に関して全くの素人であるかもしれない時に（プレジデンスー総督だけでなく、従来インド高等文官にリザーヴされてきた州政庁責任者の地位へも、本国の政治家を任命すべきで

はないかとの主張が現われていることを、おそらくメストンは意識していた)、こうした措置を施すことが果たして賢明であろうかとの疑念を表明した。

彼はまた、報告書の内容から、全体としての州行政の一貫したイメージを視覚化することは困難である、と批判していた。報告書は、州政府の中に「二つの統治委員会」、すなわち行政参事会と大臣たち、を設けた上で、それらがそれぞれの義務を「一つの政府として」果たすことを提案している。しかし、ダイアーキーという概念をむしろポジティブに評価しようとしていたメストンの視点からすれば、二元主義を偽ろうとするこのような臆病な企ては、何の利益ももたらさないように見えた。

メストンはさらに、「共同報告書」中の州に関する提案がそのままの形で具体化されるとすれば、即座に、現実的な問題が生ずるであろう、とも警告していた。報告書は、州立法参事会に関して、そのメンバーの少なくとも三分の二が選挙を通じて選ばれるような形で構成することを提案していた。そしてこの組織の内部では、大臣たちは「通常の憲法的なやり方」でコントロールを確保しなければならない(彼らを支持する多数派を参事会内で形成しなければならぬ)。しかし大臣たちが仮にそうすることに成功したとすれば、彼らは「彼らの必要とするありとあらゆる手段、あるいは課税」を通過させることができる。対照的に、「政府のもう一方の側」の地位はより困難なものになるであろう。すなわち、総督と彼の率いる行政参事会は、立法参事会において彼らを支持する党派も多数派も有しておらず、従って、法案を通過させるための何の保障も持っていない。唯一の解決策としてメストンが提案したのは、「二つの統治委員会」の間での、義務と権力の「より明瞭な分離」であった¹⁰⁰。こうした点についてのメストンの予言も、やはり後年になって的中した。しかし、諸州政府がそのような障害を処

理した方法は、メストンが提案した解決策とは正反対のものだった（行政参事会と大臣たちの機能上の分離を、意図的に不分明にさせていった）。

自身が執筆した（あるいはモンタギューによってそうすることを強いられた）「共同報告書」に関するマリスの考察は、メストンに宛てて一九一八年一月一日付けで出された書簡の中に見出すことができる。マリスは、「代議制システムの生得的な美德は、それがやがては全体を発酵させるような酵母であることだ」、「との主張を受け入れていた。しかし彼は、「責任を伴う統治は、民衆が一定の進歩の段階を達成したところでのみ成功してきた」とも考えていた。マリスは以下のように主張する。そうした段階は、「インドにおいて現在見られるような」宗教、カースト上の分裂の代わりに、啓蒙された状態を前提にしている。「インドの」現時点での状態に比べて、公的・私的行動に関して、より優れた水準も前提されている。そうした点についてのインドの状態は、∴世界で自治を實踐している民衆の状態に比べて、より低いレベルにある。貧困と財政上の不安定さの代わりに、富のより良い配分とより安定した経済システムが必要である。誰か他の人物の剣「イギリス権力」を意味しているだろう」の代わりに、国内の秩序を維持し、帝国の防衛に参加することができるような能力、が必要である」。さらに我々は、マリスが、メストンに次のように語るのをすら耳にする。「打ち明けて言うが、私は、西洋的な政治生活においてはキリスト教信仰が不可欠の構成要素なのではないか、との疑いすら持つている」。

しかしマリスは、メストンに対して、自分が相変わらずコミュニナ代表制度を信用していない、とも語っていた。イギリス人たちは「それら「コミュニナルで特別の選挙区」が投票者たちと彼らの代表者を孤立した存在にさせることを知っている」。「我々「イギリス人たち」は、それらが議会に対する大臣の真の責任と、大臣の構成

する内閣における真の統一を破壊するであろうことに、疑いを抱くことは全くできない」。

メストンとは異なり、マリスは、「共同報告書」中のダイアーキーの原理に対して批判的であり、彼なりの代替案を提起しようとしていた。彼は、報告書中で提案されたダイアーキーが、政府の一定の部局は他の部局に比べて「統治上の」本質的な問題」についてより深い関わりを持つ、との前提に依存している、と指摘した。しかし、マリスの目的には、こうした前提には「真実に比べてより多くの錯誤」が含まれているように見えた。それは、政府の行なうあらゆる活動分野において、不可欠の事柄と、その度合いのより低い事柄が含まれているはずだから、であった。かくして彼は、「すべて「の部局」において、コントロールの方法の慎重で秩序だった変化を実現することがめざされるべき」だ、と提案した。彼の唱える代替手段とは、個々の部局、ないしは一群の部局を、一人の行政参事会メンバーと一人の大臣の下に置く、というものだった。通常は大臣がその運営を担当し、行政参事会メンバーは「本質的な事柄」に関して大臣を監視し、コントロールする。立法参事会は行政参事会メンバーに対しては権威を有さない。マリスは、「行政参事会メンバーからの「大臣に対する」コントロールを徐々に緩めていくことによって、進歩がもたらされる」はずだ、と付け加えていた。マリスが、インド高等文官制度のために、インド民主主義の発展に関する「家父長的な守護者」としての役割を維持しようとしていたことは明らかである¹⁰⁰。

要約すれば、「共同報告書」に対するメストンの反応が、既に極めて「現実的」なものであったのに対して、マリスのそれは、なお、彼独自のありようで「理念的」なものであった。メストンは、改革スキームの基本的な方向が多少少なかれ既に定められていることを前提にして、改革のあり方をより具体的な方向で議論し始めていた。彼は、州レヴェルでの、政庁の官吏たちによって指導される部分と、選挙を通じて選出されたインド人「代

表者たち」によって指導される部分との、より直接的で明瞭な分離を行なうことを主張し、また、中央・州レベル双方でのインド高等文官制度の権力の致命的な削減をも、防止しようとしていた。与えられた条件の下で彼が目指していたのは、インドにおいて、有効な統治の維持と代表的民主制の発展のバランスを実現することだった。他方、マリスは、かつて他の誰に比べてもより多く、インドにおける自治の可能性とその必要性を信じていたにもかかわらず、この時点までに、それらについて極めて悲観的になってしまっており、インドの社会的状況はなお、政治制度面で、より慎重な措置を講ずることを必要とさせている、と主張するようになっていた。しかし彼はまた、報告書の中で提起されたダイアキー概念は論理的な整合性を保っていない、と鋭く批判し、インド政治の健全な発展のためには、コミユナルな代表制度は絶対に忌避されるべきである、と主張することで、自らの「理想主義的な」立場を強調しようとしていた。

一九一九年に、E・ベイカーという人物が『将来のインド政府とインド高等文官制度』と題した文献を出版した¹⁰¹⁰。ベイカーは自身のことを、「インド高等文官制度で地位を得るために競争しようとする若者たち」のために講師を務めていた、と紹介している。おそらく彼は、「クラマー」（予備校教師）と呼ばれていた人物の一人であると思われる。インド高等文官たちは、その在職中は、個人的な政治上の見解を公にすることをつつしむように求められていたため、そうした人物の中の幾人かが、ベイカーに対して、「共同報告書」に関する彼らの意見を、彼らに代わって整理し、公表することを依頼したのだった。ベイカーによって編まれたこの文献は、本稿の目的にとって大きな意味を有していると思われる。匿名ではあるものの、この文献の中でその意見を率直に表明

したインド高等文官たちは、本稿の主題とする世代に属している可能性が極めて高いからである。

まず彼らは、「共同報告書」が作成される過程において、若手のインド高等文官たちの大多数が、建設的な意見を表明することを全く求められなかった、と不平を鳴らした。彼らの見方では、彼らが助力を行なうことを真剣に求められなかった理由は、諸サーヴィスはあらゆる改革に反対している、との前提が置かれてしまっているから、であつた。しかし、そうした前提は完全に誤っている、と彼らは主張する。彼らのインド政体に関する見解は、「共同報告書」の中で表明された意見に比べて、「はるかに進歩的」であるから、だつた。彼らの主張によれば、「共同報告書」中の意見は「あまりに「歩みが」遅く、慎重でありすぎ」ており、「政府は、大胆に前進すべきであつた時に、躊躇し、思い悩み、問題を棚上げにした」のだつた。

州政府レヴェルでのダイアーキーに関しては、彼らの意見は次のようなものだつた。「諸州にとってダイアーキーは優れたシステムではない」ので、「段階を経て、やがて州議会に対して責任を負うことになる、統合された単一の州行政」が実現されるべきである。「現在提案されている、行政主題の移管される部分と留保される部分への分割は、再考されるべきである」。すなわち、「主題の分割はインドにとつて有利な形でなされるべきである。一人のインド人の大臣、ないしは複数のインド人大臣たちの手中に、法と秩序の維持、土地税制の施行などの主題を委ねるべきである」。州の自律性に関しては、若手高等文官たちは、州レヴェルでの民主的で責任を伴う統治の発展は、権力の一層の地方分権化を伴うべきだ、と主張していた。州の自律性に関して彼らがそのような主張を行なう基盤は、「様々な州における多様で変化しつつある条件は、対面的で地域に根ざした経験を広範に有する官吏たちによつてのみ理解しうる」、との彼らの認識だつた。さらに、若手高等文官たちは、コミユナルな代表制度に

明瞭に反対していた。それは彼らが、そうした制度は「政治的な教育」を沈滞させることになる、と考えていたからだつた。

他方彼らは、諸サーヴィスの利害についても極めて自覚的であり、そうした文脈での彼らの提案は即物的であつたかましくさえあるほどだつた。彼らは、諸サーヴィスの現メンバー全員が、改革が導入された後、合理的な期間内に、「彼らが従事してきた勤務期間に見合うだけでなく、彼らが奪われることになる金銭上の展望にも比例するような」年金を得て、退官するかどうか選択するオプションを与えられるべきだ、と主張していた。

印象的な事實は、コミユナルな代表制度についての彼らの見解を除いて、ここで述べてきた彼らの提案が、一九三五年インド統治法の制定が議論されるようになった時点までには、既に植民地統治機構内部において指導的な見解になつていた、ということである。一九一九年インド統治法によつて規定されたダイアーキーは、実際には、一九二〇年代において徐々に否定されていった。そして、それを無効化するのに際して大きな役割を果たしたのは、本稿の主題とする世代のインド高等文官たちだつた。これらの若手官吏たちが、改革後においては、州という統治単位がより重要な政治的フィールドになることを十分に予期していたことも、銘記すべきであろう。

第四節 改革の現実的な枠組みの策定

一九一八年、メストンがインド総督行政参事会の財政担当メンバーに任命された。しかし、その同じ年に、彼は、改革に関する業務を調整するための特任担当官としての役割も与えられた。彼はインド統治法法案に対する

インド政庁側の見解を準備すること、またインド政庁と諸州政庁との間の連絡役を務めることを求められた。そうした資格に基づいて彼はロンドンへと赴き、そこでの審議に参加することになった。他方、モンタギューは、「共同報告書」に盛り込まれた提言が内閣によって承認されることを予期しながらも、実際にインド統治法が制定されるにあたって求められることになるであろう幾つかの修正点について考慮するための委員会を、インド省内に設置した。この委員会は「改革委員会」と呼ばれることになり、そのメンバーとなったメストンは、インド高等文官制度の利害を擁護するために、熱心な努力を開始した。

七月二十九日、同委員会は、メストンによって準備された「インド統治法改正との関連におけるインドの諸パブリック・サーヴィスについての覚え書き」の内容を検討した。七月三十一日には、公務員制度委員会に関連する諸自治領法の中の規定を審議し、インドにおいても公務員制度委員会を創設するための、骨格となる規定をインド統治法の中に挿入することで合意した。七月三十一日に行われた討議においてメストンは、諸自治領法は、官吏による違反行為の定義、終身在職権の保証、年金などの、諸サーヴィスにとって多大の関心を喚起するはずの、公務員制度委員会以外の事柄についても取り扱っていることを指摘し、改革委員会の他のメンバーたちを説得して、新たに制定されるインド統治法には、少なくとも、これらの事柄についても規定を設けうるような権威を生じさせるべきだ、とする点で意見を一致させることに成功した。一〇月二十九日、改革委員会は、メストンの提言をもとにして起草された諸サーヴィスに関する条項を、インド統治法法案の中に盛り込むことを決定した^(一〇四)。

インドでは、チエラムスフォードが、一九一八年一月二十九日付けで、諸州政庁責任者たちに対して、翌年一月に二度目の会議を招集する旨のメッセージを送付した^(一〇五)。会議前に再度、一月二十九日付けで諸州政庁責任

者たちに送付された書簡の中では、チエルクスフォードは、「共同報告書」の内容に対する諸州政府からの手厳しい批判について言及し、もしそれに替わるものがあるのなら、次回の会議で明らかにしてほしい、と呼びかけていた¹⁰⁶。二度目の会議は、予定通り、一九一九年一月一三日から一八日にかけてデリーで開催された。ボンベイ総督とマドラス総督は参加しなかった。彼らの不参加の理由は明らかではないが、「共同報告書」が公表されたことで改革の基本的な方向性が既に定められてしまったため、両人は、今回の会議に出席することは無意味だ、と判断したのかもしれない。事実、一月一六日に行なわれた改革スキームについての議論は、前年の会議のように白熱したものにはならず、時間的にも長くは続かなかつた。第一回めの会議での合意が「共同報告書」によってほぼ完全に無視されていたため、諸州政府責任者たち間の不満感は深刻なものだった。しかし彼らは、この段階で報告書の内容から根本的に離れてしまうのははや不可能であることもよく認識していた。おそらくその日の議論は、かなりの程度、そうした不満感にカタルシスを与えることを意図されていたのだと考えられる¹⁰⁷。

改革の導入以後に諸サーヴィスを「防御する」必要性があることを認めたインド政府は、マリスに対して、そのような主題についての提案を準備することを命じていた。マリスの覚え書きは、メストンが既にインド担当大臣に対して提出していた、「インド統治法改正との関連におけるインドの諸パブリック・サーヴィスについての覚え書き」に依拠していた。インド政府は、第二回会議が開かれる前に、「改革の下での諸パブリック・サーヴィス」と題されたマリスの手になる覚え書きを、諸州政府の責任者たちに対して送付していた¹⁰⁸。しかし、皮肉なことに、自らが属するサーヴィスの利害について非常な関心を抱いていたマリスによって執筆されたこの文書が、おそらくはそのあまりに悲観的な調子のせいで、彼の同僚たちの中で、かえって不安感を高めることになってし

まったのだった。

一月一七日の議論は、マリスの作成した覚え書きについて、既にイギリス本国から帰還していたメストンがコメントすることから始まった。メストンは、公務員制度委員会の設立というトピックに集中した。彼は、そうした組織が既に諸自治領には存在しており、インドにもそれを設ける必要がある、と指摘した。ついでパンジャブ州担当準総督オドワイヤーが、諸サーヴィスの中の不安感の高まり、という問題をとりあげた。「共同報告書」の中では、諸サーヴィスに対して、彼らの利害は「行政参事会の中の総督」によつて守られるであろうと保障され、その任務の遂行にあつては詳細な支援と保護が与えられる、と約束されていた。それにもかかわらず、マリスの覚え書きの第一九段落においては、報告書の行なつたこうした提案が、ある部分では遵守されえないだろう、と述べられているのはなぜなのか、とオドワイヤーは問を發した^{二〇九}。オドワイヤーは更に、報告書の中の保障をもつてしてもパンジャブ州の諸サーヴィスは非常な不安を抱えた状態にあり、もし彼らが、こうした保障は遵守されないかもしれない、などと伝えられたとすれば、彼らの不安感はますます深まることになる、と警告した。

ついで、諸州政府の責任者たちが、それぞれの州における諸サーヴィスの状況について報告を行い、それについての自らの見解を表明した。H・バトラは、現在、連合州の諸サーヴィスの間で見られる感情は極めて危険な状態に達している、と述べ、どのようなものであれ、彼らのそうした不安感を増加させる可能性のある提案を公表することを非難した。ゲイトは、ビハール・オリッサ州の諸サーヴィスの間で見られる感情も、パンジャブ州、連合州のそれと同じである、と報告し、「共同報告書」の中の保障は厳密に遵守されるべきだ、と主張した。

クラドックは、ビルマ州においては、移管される行政主題の中での諸サーヴィスの地位に関する問題が同州では生じないため、諸サーヴィスの感情は他の州におけるようには尖鋭でない、と報告した。しかし、インドにおける諸サーヴィスの状態に関しては、クラドックは、他の州政庁責任者たちが述べた内容に同意した。ロバートソンは、中央州における感情も他の州のそれと同じである、と述べた。しかしインド総督行政参事会の内務担当メソバー、W・ヴィンセント（一八八五年合格）は、こうした報告を耳にした後にも、諸サーヴィスに対して「完全な」保護を与えることはできない、との立場を繰り返した。しかし彼は、マリスの覚え書きの第一段落は、諸サーヴィスに対して与えうる保護を最大限に活用しようとしていないかもしれず、書き換えられるべきであろう、と提案した。つまり、諸サーヴィスを保護する必要性についてのインド政庁の姿勢は、諸州政庁責任者たちによって示された深刻な不安感に比べて、明らかに消極的なものだった。インド政庁はこうした姿勢を一九二〇年代前半まで継続させ、諸サーヴィスのメンバーたちを失望させることになる。

もし我々が、第二回会議で行われた議論の内容を、インド高等文官制度について特別な関心を払いながら分析するとすれば、既に改革の主要なフレームワークが定められたことを受けて、インド高等文官たちの関心が、改革プランにどのような種類の理念的インプットを行ないうるか、ということから、新たな統治法の下でどのようにすれば彼ら自身が生きのびることができるのか、という方向へ移行しつつあったことが理解される。事実、諸サーヴィスの間での不安感は、会議の後、さらに尖鋭なものになっていき、こうした情況について、公的、私的双方のルートを通じて、インド総督チエラムスフォードに対して多くの報告が寄せられることになった。インドの新聞は、官吏たちが、自らの組織を防衛するためにとられるべき行動について議論するべく、幾つかの州で集

会を組織しつつあり、それら以外の州でもそうした考えが考慮されている、と伝えていた。このような事態を認識したチエルクスフォードは、諸州政府の責任者たちに対して一九一九年二月一日付けで書簡を発し、次のように告げた。自分は、諸サーヴィスの感じて不安に対して十分に同情的だが、諸サーヴィスの間で「白人の反乱」めいた状態が生じないことを強く望んでいる。集団的な抗議の性質を帯びた事態が生じることは、最も不適当である。早期退職へ向けての動きが顕著なものになれば、それは「不運」である、と。チエルクスフォードは、改革が、それを実際に運行することになる者たちによって心底から支持されるべきだ、と強調していた。さらに彼は、マリスによって起草された「改革の下での諸パブリック・サーヴィス」に関する覚え書きを、州政府の責任者たちと、彼らによって諸サーヴィスのメンバーの中から選ばれた助言者たちの間で審議し、その上で、同覚え書きの内容を、関係する諸サーヴィスの一般メンバーに対しても公開し、説明してはどうか、と提案していた¹¹⁰¹。

チエルクスフォードの提案は効果的であることが判明した。マリスの覚え書きの内容を正確に知らされたことで、少なくとも一時的には、インド高等文官たちの不安感はなだめられることになった。たとえばロバートソンは、チエルクスフォードに対して、中央州において自分は、諸サーヴィスの中でのアジテーションとみなされるような動きすべてを思いとどまらせており、また、多くの官吏たちはなお、ごく漠然と将来に不安を感じているが、改革の必要性を否定しようとか、それに反対していると解釈されるような行動をとろうとする傾向は見られなくなつた、と伝えた¹¹⁰²。H・バトラー（一八八八年合格）も、連合州での状況について樂觀的になつていた。彼は自分が、連合州政府においてインド人大臣の指揮下に移管される可能性の高い局の局長たちと口頭で話し合

いを行い、彼らが「提案された保護策に概して満足している」ことを発見した、と伝えた。バトラーは、これらの局長たちに対して、諸サーヴィスのメンバーたちと話し合いを行い、彼らを安心させるように、と命じていた⁽¹¹¹⁾。

ゲイトはチエラムスフォードに対して、ピハール・オリッサ州の諸サーヴィスの間では「白人の反乱」に近似するような事態は生じていない、と保証した。彼によれば、高等文官たちにとつての、いわば「労働組合」に転じかねないような、「ピハール・オリッサ州インド高等文官協会」は、これまで実体化したことがなかった。改革後の諸サーヴィスの地位について議論するための集会を招集しようとする提案が行なわれたが、古参の官吏たちをそうした方向に誘導することは不可能であることが判明した。ゲイトは、諸サーヴィスが、改革スキームの導入に反対するために協調した行動をとったり、スキームの中で規定された彼らの義務を回避しようとしたりする恐れは存在しないと述べた。しかし彼は、諸サーヴィスの間で尖鋭な不快感が存在し続けていることを指摘し、それがマリスの覚え書きの中で幾つかの表現によつて、「大いに昂進」させられてしまった、とも述べていた。ゲイトはチエラムスフォードに対して、こうした不安感をなだめるような「権威のある声明」を発するべきだと提案した⁽¹¹²⁾。

要約すれば、新たなインド統治法のための法案が準備されつつあつた移行期の間、諸サーヴィスの間ではかなりの不安感の高まりが生じたが、そのことが、改革方針に対する官吏たちの積極的な抵抗につながることはなかった。官吏たちは、その時点では、なお比較的自信のある態度を維持していた。彼らは、彼らをとりまく、変化しつつある政治的状况に、植民地官僚としての自身の立場を適応させていくという選択肢しか、自分たちには与えられていないことをよく認識していた。同時に彼らは、インドにおいて彼らだけが遂行することのできる統治上

の機能が、いかなる条件の下でも、インドにとつて不可欠なものであることを知っていた。事実、諸州政庁の責任者たちからのこうした報告を受けとつた後にチエルクムスフォードは、ベンガル総督ロナルドシェイ伯爵に対して、改革スキームの将来性に関する彼自身の展望を示し、諸サーヴィスの適応力について彼がかなり樂觀的であることを告げていた。すなわち、チエルクムスフォードによれば、諸サーヴィスは当初の五年間は困難を感じるだろうが、それ以後彼らは、インド人大臣たちが「諸サーヴィスの手から食事をする」ようになるのを見出すであろう。当時、インド政庁の官房で勤務していたF・スライ（一八八五年合格）が、そうした方向で考えるようにチエルクムスフォードを誘導していたようである。スライはチエルクムスフォードに対して、不快感を伴う当初の数年間を経過した後に、諸サーヴィスは、彼らが大臣たちにとつて不可欠な存在である、という理由から、彼ら自身「浸透することができないほどに堅固に防備されている」ことを発見するだろう、と述べていた^(二一四)。しかし、皮肉なことに、一九二〇年に中央州政庁の責任者に任命され、非協力運動のただなかで同州において諸サーヴィス全体のモラルがほぼ崩壊してしまう状態に直面したのは、まさしくこのスライなのであった。

インド統治法法案を最終的に準備したのは、インド省内部に設けられた「改革委員会」だった。そしてマリスが「共同報告書」の起草者であつたのと同じように、マリスと同世代のもう一人のインド高等文官が、同法案を起草することになった。その人物とはA・マディマン（一八九七年合格）であり、当時、インド政庁法務局の局長だった。

法案がイギリス本国議会の特別調査委員会で審議される段階に達した時点までには、本国の政治家たちは、既に「インド問題」は、實際上解決済みである、とみなすようになっていた。たとえば、R・ムーアによれば、イ

インド担当大臣モンタギューはスキームをめぐる議論に前インド総督カーゾンを誘い込もうとし、代替案を提示するよう呼びかけたが、カーゾンはそれに応じようとはしなかった^(二二五)。一九一九年一月一七日に特別調査委員会は報告書を提出したが、その中には、インド統治法法案がモンタギュー宣言を「周到な正確さ」をもって解釈している、との文言が含まれていた。かくして、同委員会は、法案に関して一定の技術的な変更を提案するのとどまつた。つまり、概して言えば、委員会が提出した報告書は、ダイアキーの一般的な展望について樂觀的だった。インドにおいてほどなくして非協力運動が発生することは予見されておらず、また、一九二〇年代前半において諸サーヴィスの上に課せられることになる様々な負荷も、見通されてはいなかった。ただし同委員会は、諸サーヴィスのメンバーたちの中には、新たな勤務条件を「嫌忌すべき」ものであると考え、それゆえに退官することを望む者たちが生じるであろうことは予期していた^(二二六)。

一九一九年一二月、インド統治法は国王ジョージ五世からの勅許を得た。そして予定通りに、一九二一年一月三日から施行された。

おわりに

新インド統治法が施行された時点でインド参事会のメンバーだった、元インド高等文官F・デューク（一八八二年合格）は、チェルムスフォードに対して書簡を送り、「共同報告書」、インド統治法法案、そして実際に制定されたインド統治法との距離についてコメントした。デュークはチェルムスフォードに対して、制定された法

律は法案とほとんど違いがなく、また法案は報告書に極めて近いものであるから、法律を彼の見解の「実践的な具体化として受け入れなければならない」と告げていた。デュークの書簡中でのもう一つの発言は、モンタギュー＝チェルムスフォード改革を策定するにあたってのイギリス側の戦略について考察する際、示唆的である。デュークによれば、改革プランを推進した者たちがそのように行動した理由は、彼らがそれを望んだからではなく、「大洪水が迫っていることを示す徴候」を認識したからだ。従って、将来において彼らがどのような困難に遭遇しようとも、「大洪水」が抑止されている限りは、改革は成功であったとみなされるべきである。^(二一七)。ただしこの点に関して、チェルムスフォードはデュークに同意しなかった。デュークへの返答の中でチェルムスフォードは、デュークの意見はあまりに悲観的だ、とし、インド政府が将来にわたって繁栄するために必要なのは、「インドのインテリたちの好意と協力」を勝ち得ることであり、改革はまさしくそうした目的のためにデザインされたのだ、と主張した^(二一八)。

本稿の冒頭において触れたように、インド近現代史をフィールドとする歴史家たちの中で「リベラル派」に属するとみなされてきた研究者たちは、モンタギュー＝チェルムスフォード改革は、それがどれほど不完全なものであったとしても、インドにおける「責任ある」政府へ向かう道の上での幸先の良い一歩であった、と解釈してきた。そしておそらく、チェルムスフォードとデュークの発言は、一見したところ「リベラルな」改革をもたらすことになったブリティッシュ・ラージの中の心理的なドライヴの、両極端を示していた。すなわち、かなりナイーブだが「善意」に基づいて行動していたであろうチェルムスフォードのような人物は、インドにおいて代議制的民主制を発展させる努力の、内在的な価値を信じていた。他方、現実的だが悲観的だったデュークの

ような人物は、ブリテイッシュ・ラージが、結局は妥協を強いられたのだ、と理解していた。しかし、これも既に触れたように、モンタギュー・チェルムスフォード改革の意義に関しては、ギャラガーとシールによって、「再検討派」的な見解が表明されている。彼らは、改革は、実際には、中央部における抵抗を拡散させ、ラージの維持についての政治的な「ステイク」（分け前）を州レヴェルでインド人たちに与えることによって、インドにおけるイギリス権力を永続化させようとする一つの巧妙な企てだったのだ、と主張した。さらにケインとホプキンスは、こうした「再検討派」的な見解を前提にして、モンタギュー・チェルムスフォード改革はイギリスのジェントルマン的資本主義のアジェンダ（行動予定表）と極めて調和的なものだった、と主張している。彼らによれば、政治的安定の維持がインド統治法改正の直接的な動機であったが、一九一九年においては、一八五七年（「セポイの反乱」が始まった年）の時と同じように、社会秩序を維持する能力が、ラージの政治的意味での「信頼性」だけでなく、その金融上の「信用」をも保証していた^(二一九)。こうした再検討派以後の主張は、確かに説得的なものであるように思われる。しかし、筆者は、それらを受け入れる前に、一定の留保を付すことが必要だ、と考えている。第一に、改革に関するイギリス側の目的を、政治的なマニピュレーションのみに還元することは極端に過ぎる。たとえば、確かに、コミュニカルな代表理念に基づく議席の配分は、モンタギュー・チェルムスフォード報告書の中での批判にもかかわらず、結局、統治法の中では「維持されただけでなく、かなり拡大された」が^(二二〇)、我々は、インド高等文官たちの若手部分が、改革が準備されるプロセスにおいて、そうした原理への強い異議を繰り返し表明していた、という事実を無視すべきではない。第二に、インド高等文官制度にとつての政治的なプライオリティは、ロンドン・シティの利害に完全に従属させられていたわけではなかった。社会的にインド高等

文官たちがシティの利害に極めて近いところに位置していたのは事実であり、また彼らのうち幾人かはそのような利害に現実に深い関わりを有していたが、彼らは、インド統治について、彼ら自身の独自の目的意識を有していた。

一九二〇年代、一九三〇年代前半において、モンタギュー・チェルムスフォード改革の現実のオペレーションをマネージしたのは、インド高等文官制度中の、この時点での「若手」のメンバーたちだった。これらの官吏たちは、改革後、「半」議会制的な状況の中に置かれることになり、急速には変化を加えることができない統治構造（そうするにはイギリス本国議会の裁可が必要のため）へコミットさせられることになった⁽¹¹¹⁾。彼らは、そうした任務を遂行することに関して、より苦々しく感じる理由を有していた。改革が策定されるプロセスにおいて、彼らは、彼らなりのインプットをそれに対して行なうことを十分には許されていなかったからである。やがてこの世代の中からは、一定の「離脱者」さえ現われることになった。しかし、大多数の者たちはサーヴィスにとどまり続け、現実的なやり方で変化した条件に適応していくことになった。彼らは、彼らが十分にはシンパシーを感じることのできなかつた州レヴェルでのダイアキーを、徐々に無効化しさえした。その結果彼らは、そうしたレヴェルにおいて政治的な責任意識が全く発展させられていない、との批判を、イギリス本国政府によって一九二七年に任命されたサイモン委員会から受けることになった⁽¹¹²⁾。加えて、州政府に対して敵対的な姿勢をとりがちな州立法参事会をマネージすることの困難さに直面した官吏たちは、諸少数派グループからの政庁への支持を動員しようとするようになり、かくして、当初は彼らが回避しようとしていたはずのコミユナルなポリティクスを、自身の手で助長することになってしまった。

しかし、それにもかかわらず、一九一九年インド統治法は、イギリス帝国の制度的な枠組みの中で、極めて意義深く、また後戻りできない事態の進展を実現することになった。インドの諸州政府は予算上の自律権を与えられ、また、それを実質的にコントロールするのは、今や州立法参事会であつた。同時に、インド中央レヴェルの立法議会においては、選挙を通じて選出される議員の数が大幅に増加し、そしてそうした場においてインド政治家たちは、インドに関連するイギリス帝国の政策について、大胆に議論することを始めていた。かくしてインド政庁は、イギリス帝国からのあらゆる要求を唯々諾々と受け入れるような、従順な乳牛のままでもどまっていることはもはやできなくなった。そして皮肉にも、「誠実な」官僚であるインド高等文官たちは、多くの事柄において、「インド」の利害を第一義的なものとして押し出すことに、もはや抵抗感を感じなくなっていた。

注

(一) R.J. Moore, *The Crisis of Indian Unity* (Oxford, 1974).

(二) J. Gallagher and A. Seal, 'Britain and India between the Wars', *Modern Asian Studies*, xv, 3 (1981).

(三) 一八九二年に行われた採用試験改革の結果、インド高等文官職へは、いずれかのバブリック・スクールで教育を受け、オックスフォード大学ないしはケンブリッジ大学で学んだイギリス人の若者たちが、多く参入するようになっていた。他方、インド人が合格する例は、なお極めて稀だった。対照的に、第一次世界大戦以後は、「優秀なイギリス人学生」をリクルートすることが困難となり、インド人の参入する割合が著しく高まった。

- (四) Edwin Montagu (ed. by V. Montagu), *An Indian Diary* (London, 1930).
- (五) Lewis S. S. O'Malley, *The Indian Civil Service, 1601-1930* (London, 1930), p.122; A. Ewing, 'The Indian Civil Service, 1919-1942', University of Cambridge, Ph. D. dissertation, 1980, p.117.
- (六) Edward Blunt, *The ICS, The Indian Civil Service* (London, 1937), pp.217-8.
- (七) O'Malley, *The ICS*, p.132.
- (八) Blunt, *The ICS*, p.219.
- (九) *Ibid.* 彼らの行なった、そのような緊張感を伴う努力が、インドにおける地方製造業、工業に対して「異常な刺激」を与えた、とオマリーは主張する。O'Malley, *The ICS*, p.132.
- (一〇) Ewing, 'The ICS 1919-1942', p.117.'
- (一一) O'Malley, *The ICS*, p.126.
- (一二) J.M. Brown, 'War and the Colonial Relationship: Britain, India and the War of 1914-18', in M. Foot (ed.), *War and Society* (London, 1973).
- (一三) Richard Danzig, 'The Announcement of August 20th 1917', *Journal of Asian Studies*, xxviii, 1 (1968), p.19.
- (一四) B.R. Tomlinson, 'India and the British Empire, 1935-1947', *Indian Economic and Social History Review*, xii, 3 (1976), p.339.
- (一五) Brown, 'War and Colonial Relationship', p.88.
- (一六) Circular letter from Chelmsford to local governments and administrations, 20 July 1916, IOLR (India Office

Library and Records) MSS Eur E/264/51.

- (一十) Memorandum from M. Hailey to Chelmsford on proposals contained in Chelmsford's letter of 20 July 1916, 22 August 1916, IOLR MSS Eur E/264/51.
- (一八) Extract from Meston to Chelmsford, 23 September 1916, and note by Marris, 22 September 1916, IOLR MSS Eur E/264/51.
- (一九) B. R. Tomlinson, 'India and the British Empire, 1880-1935', *Indian Economic and Social History Review*, xii, 4 (1975), pp. 352-3.
- (二〇) R・ムーアは「一九九三年に発表した論文において、カーゾンが抱いていたより壮大なヴィジョンの存在を強調している。R.J. Moore, 'Curzon and Indian Reform', *Modern Asian Studies*, xxvii, 4 (1993).
- (二一) Danzig, 'The Announcement', pp.21-9, 33-4. 当初、諸州政庁の中で、布告に対してあからやまに批判的であったのは、マドラス政庁だけだった。同政庁は、布告が、インド人の中で同盟者を求めようとして、度を過り、前進している、と非難した。J.M. Brown, *Gandhi's Rise to Power: Indian politics, 1915-1922* (Cambridge, 1972), p.126.
- (一一一) Meston to Willingdon, 22 August 1917, IOLR MSS Eur F/136/17.
- (一一三) Meston to Willingdon, 26 October 1917, IOLR MSS Eur F/136/17.
- (一一四) Willingdon to Meston, 24 August 1917, IOLR MSS Eur F/136/17.
- (一一五) Meston to O'Dwyer, 16 September 1917, IOLR MSS Eur F/136/17.

- (二六) P. Robb, *The Government of India and Reform* (Oxford, 1976), p.12.
- (二七) Michael O'Dwyer, *India as I Knew It* (London, 1925), pp.49-50. ジャラルとシールは、ブリティッシュ・ラージは、パンジャブ州を、北西部国境からの脅威に対する緩衝地帯とするために、ヴェクトリア朝期の英領インドにおける中央集権化と統合化への傾向から、それを除外させようとしていた、と指摘する。A. Jalal and A. Seal, 'Alternative to Partition: Muslim politics between the wars', in C. Baker, G. Johnson and A. Seal (ed.), *Power, Profit and Politics (Modern Asian Studies)*, xv, 3, 1981), p.423.
- (二八) Meston to O'Dwyer, 5 October 1917, IOLR MSS Eur F/136/17.
- (二九) *Ibid.*
- (三〇) Algemon Rumbold, *Watershed in India 1914-1922* (London, 1979), p.40.
- (三一) カーティスは、メストンからの招待を受けて一九一六年一月にインドへ赴き、一九一八年二月まで同地に滞在した。その間、非公式の立場で統治法改正問題についてアドヴァイスを行なった。Deborah Lavin, *From Empire to International Commonwealth: A Biography of Lionel Curtis* (Oxford, 1995), p.135.
- (三二) Memorandum submitted by Curtis to the UP Government, 19 September 1917, IOLR MSS Eur F/136/11. 「タウン・ド・テーブル」運動自体が、ある種の連邦制的な形態をとっていたことから、カーティスは、非公式なやり方で機能を分割することが可能である、と考えていた。
- (三三) リーヴズは、地主たちこそが民衆の自然な指導者である、とするイギリス人たちの主張を、「帝国主義的レトリック」と呼んでゐる。Peter Reeves, *Landlords and Governments in Uttar Pradesh: A Study of Their Relations*

until Zamindar Abolition (Bombay, 1991), p.1.

- (三四) Marris to Meston, 24 September 1917, IOLR MSS Eur F/136/19.
- (三五) Blunt's memorandum, n.d., IOLR MSS Eur F/136/19.
- (三六) 既にモーレイ＝ミンントー改革において、州の立法参事会レヴェルで、ムスリムたちに分離代表権を与えるためのステップが踏み出されていた。
- (三七) Report of an informal committee in the UP Government appointed to consider the most suitable line of advance towards responsible government, 1917, IOLR MSS Eur F/136/19.
- (三八) Memorandum from Government of India to provincial governments, 12 January 1918, IOLR MSS Eur F/136/20.
- (三九) Lavin, *Curtis*, p.150.
- (四〇) Note by O'Dwyer on the Memorandum of 12 January 1918, IOLR MSS Eur F/136/20.
- (四一) Meston to Marris, 16 January 1918, IOLR MSS Eur F/136/20.
- (四二) Meston to O'Donnell, 30 January 1918, IOLR MSS Eur F/136/20.
- (四三) *Ibid.*
- (四四) メストンは、一九〇六年から一九二二年にかけて、インド政庁の財政局局長だった。
- (四五) Meston to Montagu, 24 December 1917, IOLR MSS Eur F/136/20.
- (四六) Minutes of a Conference held at Viceroyal Lodge on 22 January 1918, of the Government of India, the Secretary of State's Delegation, Heads of Provinces and some Members of Provincial Executive Councils, IOLR MSS Eur

F/136/20.

- (四十一) Minutes of a Conference of Heads of Provinces and Members of Provincial Executive Councils held at Viceregal Lodge on 23 January 1918, to consider Constitutional Reforms, IOLR MSS Eur F/136/20.
- (四八) Chelmsford to Meston, 4 February 1918, IOLR MSS Eur F/136/20.
- (四九) Montagu, *An Indian Diary*, p.31.
- (五〇) *Ibid.*, pp.176, 203.
- (五一) Hailey to Chelmsford, 19 October 1918, IOLR MSS Eur E/264/21.
- (五二) O'Dwyer to Chelmsford, 5 November 1918, IOLR MSS Eur E/264/21.
- (五三) Chelmsford to O'Dwyer, 8 November 1918, IOLR MSS Eur E/264/21.
- (五四) Maifey to Hailey, 20 November 1918, IOLR MSS Eur E/264/21.
- (五五) Hailey to Chelmsford, 2 December 1918, IOLR MSS Eur E/264/21.
- (五六) Hardinge to Hailey, 11 September 1918, IOLR MSS Eur E/220/1C.
- (五七) Meston to Hailey, 15 October 1919, IOLR MSS Eur E/220/2A.
- (五八) Chelmsford to Hailey, 28 March 1921, IOLR MSS Eur E/264/26.
- (五九) P・J・ケイン、A・G・ホプキンス『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅱ——危機と解体 1914—1990』名古屋大学出版会、一九九七年、一一六、一二八—九頁。
- (六〇) ヘイリーを任命することについてのモンタギューの懸念は、やがて事実によって裏付けられた。ヘイリー

がインド総督行政参事会の財政担当メンバーであったとき、彼は、インド陸軍がインド以外の地でイギリス帝国の諸目的のために活動するための経費を、インドが財政上負担する、との計画を拒否した。しかしこれは、伝統的に、インドにとって最も重要な「帝国へのコミットメント」の一つだった。Harley to Chelmsford, 6 March 1921, IOLR MSS Eur E/264/26.

(六一) P・J・ケイン、A・G・ホプキンス『ジェントルマン資本主義の帝国 I——創生と膨張 1688—1914』名古屋大学出版会、一九九七年、二二三—四頁。ケイン、ホプキンス『ジェントルマン資本主義の帝国 II』一二五—七頁。

(六二) Tomlinson, 'India and the British Empire, 1880-1935', p. 378.

(六三) Montagu, *An Indian Diary*, pp.232-3.

(六四) *Ibid.*, p.297.

(六五) *Ibid.*, pp.30-1.

(六六) Rumbold, *Watershed*, p.111.

(六七) Montagu, *An Indian Diary*, p.154.

(六八) *Ibid.*, p.88.

(六九) *Ibid.*, p.134.

(七〇) *Ibid.*, p.188.

(七一) *Ibid.*, p.236.

- (七二) *Ibid.*, pp.259-60.
- (七三) *Ibid.*, pp.267-9.
- (七四) *Ibid.*, p.284.
- (七五) *Ibid.*, pp.323-5.
- (七六) *Ibid.*, p.330.
- (七七) *Ibid.*, p.343.
- (七八) *Ibid.*, pp.358, 361. 報告書の作成にあたっての、マリスの貢献の大きさについては、関係者すべてが見解を一致させていた。また、そのプロセスにおいてモンタギューとマリスの関係は、時に緊張感をはらんだものになったが、マリスの能力に対するモンタギューの評価は決して揺らぐことがなかった。一九一八年後半にチェルムスフォードが、マリスは Commander of Star of India を与えられるべきだ、と示唆したのに対して、モンタギューは、C.S.I.はマリスに対しては十分ではなく、マリスを a knighthood in the Star of India に昇進させるべきだ、と提案した。Montagu to Chelmsford, 28 November 1918, IOLR MSS Eur D/523/2.
- (七九) Montagu, *An Indian Diary*, p.29.
- (八〇) *Ibid.*, p.326.
- (八一) Willington to Chelmsford, 14 March 1917, IOLR MSS Eur E/264/18.
- (八二) Montagu, *An Indian Diary*, p.6.
- (八三) *Ibid.*, pp.79, 81.

- (八四) *Ibid.*, p.142.
- (八五) *Ibid.*, p.232.
- (八六) *Ibid.*, pp.279-80, 285.
- (八七) Montagu to Chelmsford, 27 April 1918, IOLR MSS Eur E/264/4.
- (八八) Chelmsford to Maffey, 23 November 1920, IOLR MSS Eur E/264/16.
- (八九) Montagu, *An Indian Diary*, p.39.
- (九〇) *Ibid.*, p.87.
- (九一) *Ibid.*, p.335.
- (九二) *Ibid.*, pp.48-9.
- (九三) *Ibid.*, pp.196, 326.
- (九四) 初期段階でのメソポタミア戦線におけるインド政庁側の「失態」がはなはだしいものだったために、戦争の残りの期間を通じて、同地域における軍事活動のコントロールはロンドンの国防省へ移管された。J. Keith, ‘“An English Barrack in the Oriental Seas”?: India in the Aftermath of the First World War’, *Modern Asian Studies*, xv, 3 (1981), p.325. メソポタミア戦線に関するマネージメントの失敗が、インド政庁の権力を削減すべきだと主張の正しさを決定的に証明した、と一般に考えられていた。Gallagher and Seal, ‘Britain and India between the Wars’, p.394.
- (九五) カーティスはマリスの「改心」を次のように表現している。「今回の」私のインド訪問に際して生じた最

も悲しい出来事の一つは、私の最良の友人「マリス」が、私には反動的と思われる方向へ移動するのを目にしなければならなかったことだった」。カーティスは、こうした事態が、マリスの異常なまでに強いインド高等文官制度への忠誠心によって生じた、と考えていた。「インド高等文官」制度は、彼にとって、ますます「イエズス会士にとつてのイエズス会のような存在になつてゐる」(Curtis to Chiroi, 24 September 1917, cited in Lavin, *Curtis*, p. 147).

- (九六) Montagu to Chelmsford, 24 December 1918, IOLR MSS Eur D/523/2.
- (九七) Gallagher and Seal, 'Britain and India between the Wars', pp. 400-6.
- (九八) Ewing, 'The ICS 1919-1942', pp. 2, 4; J. Gallagher, 'Nationalism and the Crisis of Empire 1919-1922', *Modern Asian Studies*, xv, 3 (1981), p. 360.
- (九九) ケイン、ホブキンス『シエントルマン資本主義の帝国Ⅱ』一二八―九頁。
- (一〇〇) Minutes by the Lieutenant-Governors of the UP, the Punjab, and Burma and Chief Commissioners of the Central Provinces and Assam, 15 January 1919; Memorandum on criticisms of the Report on Indian Constitutional Reform, February 1919, IOLR L/P&J/9/3.
- (一〇一) J. Meston, 'Montagu-Chelmsford Report', *The Round Table*, September 1918, IOLR MSS Eur F/136/22.
- (一〇二) Marris to Meston, 15 December 1918, IOLR MSS Eur F/136/22.
- (一〇三) E. Baker (ed.), *The Future Government of India and the Indian Civil Service* (London, 1919).
- (一〇四) Proceedings of the India Office Committee on Reforms Bill, June-December 1918, IOLR MSS Eur F/136/23.

- (一〇五) Mafey to Heads of Local Governments, 29 November 1918, IOLR MSS Eur E/264/21.
- (一〇六) Chelmsford to Heads of Local Governments, 29 December 1918, IOLR MSS Eur E/264/21.
- (一〇七) Minutes of a Conference between His Excellency the Viceroy, the Government of India, and the Heads of Some Provinces, held at Viceregal Lodge, Delhi, on 16 January 1919, IOLR L/P&J/9/3.
- (一〇八) Memorandum by the Government of India, 'The Public Services under Reforms', n.d., IOLR L/P&J/9/5.
- (一〇九) 同「覚え書き」の第一九段落の内容は、次のようなものだった。「インド政庁は、二つの点において報告書を文字通りに実行することは不可能である、との結論に達した。第二四〇段落と第三二五段落において、諸パブリック・サーヴィスの利益の保護は、参事会における総督の義務とされている。このことは：報告書が確保することを意図している目的を破るものである。諸パブリック・サーヴィスに関する業務は、形式上、留保された行政主題にすることができず、また、一般的な保護のために、より少なくドラステイックな手法をとるとしても、不可避免的に政庁の二つの部分の間の摩擦へとつながるからである。さらに、これら二つの段落と、第一五六段落および第二五九段落において、官吏はその任務の遂行にあたって、詳細な支持と保護を与えられる、と約束するかのように読める表現が用いられている。しかしこれは、あまりに頻繁に、業務目的のために干渉が行なわれることを含むように見える。インド政庁としては、確実に保障されうるすべては、最終的には、「官吏が」公平な条件の下で退職する権利、明瞭に定義された状況において控訴を行なうための幅広い権利、そして調和のある作業と善意の方向での、用心深い総督からの着実な影響力の行使、にとどまると考えている」。

Memorandum by the Government of India, 'The Public Service under Reforms', n.d., IOLR

L/P&J/9/5.

- (1 1 0) Chelmsford to Heads of Local Governments, 11 February 1919, IOLR MSS Eur E/264/22.
- (1 1 1) Robertson to Chelmsford, 15 February 1919, IOLR MSS Eur E/264/22.
- (1 1 11) H. Butler to Chelmsford, 12 March 1919, IOLR MSS Eur E/264/22.
- (1 1 111) Gait to Chelmsford, 25 March 1919, IOLR MSS Eur E/264/22.
- (1 1 1111) Chelmsford to Ronaldshay, 26 May 1919, IOLR MSS Eur E/264/22.
- (1 1 11111) Moore, 'Curzon and Indian Reform', p. 733.
- (1 1 1 1 1 1) *Report and Proceedings of the Joint Select Committee on the Government of India Bill*, P.P., 1919, Sess. No.203, pp.7, 11-2.
- (1 1 1 1 1 1 1) Duke to Chelmsford, 25 November 1919, IOLR MSS Eur E/264/15.
- (1 1 1 1 1 1 1 1) Chelmsford to Duke, 24 December 1919, IOLR MSS Eur E/264/15.
- (1 1 1 1 1 1 1 1 1) ケイン、ホプキンス『シエントルマン資本主義の帝国Ⅱ』一二八―九頁。
- (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1) スミット・サルカール『新しいインド近代史Ⅰ―下からの歴史の試み』研文出版、一九九三年、二二〇頁。
- (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1) J.M. Brown, 'Imperial Façade: Some Constraints and Contradictions in the British Position in India, 1919-1935', *Transactions of the Royal Historical Society*, Fifth Series, xxvi (1976), pp.45-6.
- (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1) *Report of the Indian Statutory Commission (Simon Report) - I Survey*, P.P., 1930, Cmd.3568, p.215; II

Recommendations, P.P., 1930, Cmd.3569, p.97.